

(鈴木重遠君演壇ニ登ル)
○鈴木重遠君(二百五十九番) 日本銀行ノ課稅ニ附キマシテ、兩院協議會ヲ開キマシタ。經過ト結果トヲ御報道致シマスル、偕兩院協議會ヲ開クニ附キマシテ、議長カラ報告ノゴザイマスル十名ヲ衆議院ヨリ委員ヲ選舉ニナリマシテ、貴族院カラモ同數ノ委員ガ推薦ニナリマシテ、一昨日始テ協議會ヲ開キマシテゴザイマス、段々討議ヲ盡シマシタガ、大要衆議院カラ出シマシタガ、其コトハ協議會デ御質シニナリマス。貴族院カラ出マシタル委員モ同ジク院議ヲ重ジテ、稅率ノ千分ノ十五ト云フ說ヲ段々主張致シマスルス說ヲ主張致サレマスルシ、尙ホ其外ニモ種々議論ガゴザイマシテ、何分夕刻ニ至リマシテモ、ドウモ協議會ノ纏リマスル所ノ見込ガ立チマセヌデゴザイマシテ、爲ニ一昨夕ニ至リマシテ、兩院ヨリ三名ヅ、ノ委員ヲ復タ抜キマシテ、其六名ノ委員ニ調査ヲ託スルト云フコトニ話ガ纏マリマシテ、ソレデ兩院カラ三名ヅ、ノ協議委員ヲ選定ニナリマシテ、貴族院カラハ岡部子爵、富田鐵之助、田中源太郎君ノ三名デゴザイマシタ、衆議院ヨリハ井上角五郎君、大岡育造君、島田三郎君ノ三名デアリマス、其六名ガ夕刻ヨリ居残ニナリマシテ、段々協議ヲ盡サレマシタ次第ゴザイマス、兩院協議會ヲ再ビ昨日開キマシテ、其六名ノ委員カラノ報告ノゴザイマシタ所デハ、新ニ六名ノ委員デ協議ヲ盡サレマシタ所デ、詰リ一方ハ千分ノ十、一方ハ千分ノ十五ト申ス所ヲ讓歩致シマシテ、千分ノ十二半ト云フ所ニ六人ノ委員所デハ協議ガ纏シタト云フ報告ガゴザイマシタ、尙ホソレヲ以チマシテ昨日ノ兩院協議會ニ於キマシテ、段々討論致シマシテ、是ニ附キマシテモ又外ニ千分ノ十二半ト云フ說モゴザイマシテ、種々討議ヲ盡サレマシタ結果、詰リ兩院協議會ノ結果モ日本銀行ノ課稅ノ稅率ヲ一箇年千分ノ十二半ト云フコトニ協議委員デハ纏リヲ附ケマシテゴザイマスカラ、其コトヲ諸君ニ御報告ヲ致シマス、是ガ本問題ニ登リマシテ、本院ノ會議ニ上ボリマシタナラバ、ドウカ兩院協議會ノ纏リマシタ所ニ御賛成ヲ下サルコトヲ希望致シマスノデゴザイマスモウーフ申上ゲマスルノハ、元ト此政府案ハ日本銀行納附金ニ關スル法律案ト云フコトデ出マシタ、即チ純益ノ總額ヨリ拂込金額ニ對スル百分ノ六ニ當ル金額ヲ政府ニ納付スペシト云フコトカラ、斯ウ云フ題目カラ出マシタノモウーフ申上ゲマスルノハ、元ト此政府案ハ日本銀行納附金ニ關スル法律案ト云フコトカラ、斯ウ云フ題目カラ出マシタノモ、衆議院デハ兌換券ノ每一箇年平均發行高ニ對シテ、千分ノ十五ノ割合デナリマシタカラシテ、從ツテ日本銀行納稅ニ關スル法律案ト題目ヲ變ヘルコトニシタイト云フ說ガ發シマシテ、協議會ニ於キマシテ、貴族院カラ衆議院ニ回シテ參リマシタ修正案ニモ日本銀行納稅ニ關スル法律案ト云フ題目デ回ツテ居リマシタガ、昨日ノ協議會ニ於キコトガ起リマシテ、課稅ノ精神ガ變ニ願ヒマス、ソレカラ登壇致シマシタ序デアリマスカラ、緊急動議ヲ提出致シマシテ、此兩院協議會ニ於キマシタ成案ヲ議事日程ニ上ボスコトヲ請求致マス、本日諸君ニ御配付ニナシテ居リマス、兩院協議會ニ於キマシタ成案ニゴザイマスニ箇條ダケガ、其結果デゴザイマシテ、其趣ニ御承知下サルコトリマシタカラシテ、從ツテ日本銀行納稅ニ關スル法律案ト題目ヲ變ヘルコトニシタイト云フ說ガ發シマシテ、協議會ニ於キマシテゴザイマシテ、貴族院カラ御賛成スル者ガアリマシテ見マスト、丁度議員ガ一人宛ニナリマシテ孰モ過半數ニ至リマセヌノデアリマス、ソレデ消滅ヲ致スコトニナリマスカラ、尙ホ熟考ノ上ニ此案ハ必要ノ案デゴザイマスルニ依フテ、協議員

○田口卯吉君(百四番) チヨヲ委員長ニ伺ヒタウゴザイマス、過日政府委員ノ辯明ニ依リマスレバ、二千万圓マデヲ年二分ノ割合支那貿易ヲ補助サセルトカ云フヤウナ御話モゴザイマシタガ、其コトハ協議會ニ御質シニナリマシタデスカ、ドウデスカ、ハ御質シニナツタノデアリマスカ、或ハ御質シハナカツタノデスカ

○鈴木重遠君(二百五十九番) 今諸君ニ御配付シテアリマス所ノ成案ノ通、其他ノコトハ別ニ深クハ議シマセヌノデアリマス

○田口卯吉君(百四番) イヤ、支那貿易ニ二千万圓マデ補助スルト云フコトハ、御質シニナツタノデアリマスカ、或ハ御質シハナカツタノデスカ

○鈴木重遠君(二百五十九番) ハイ

○議長(片岡健吉君) 諸君ニ御詰リ致シマス、今兩院協議會議長カラ報告ニナリマシタ日本銀行納付金ニ關スル法律案ヲ議事日程ヲ變更シテ、直チニ議シタイト云フ動議ガ出マンタガ、之ニ異議ハゴザイマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、是ヲ議題ニ供シテ、直チニ議スルコトニ致シマス

日本銀行納稅ニ關スル法律案

○議長(片岡健吉君) 今兩院協議會議長カラ報告ニナリマシタ通、御異議ハゴザイマスマイカ

「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、ソレニ決シマシタモノト認メマス——議事日程ノ第一外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案第一讀會ノ續委員長報告

日本銀行納稅ニ關スル法律案 第一關スル法律案(政府提出貴族院送)

日本銀行納稅ニ關スル法律案

第一讀會ノ續(報告)

岡野寛君演壇ニ登ル

岡野寛君(一番) 外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案ノ委員會

第一讀會ノ續(報告)

岡野寛君演壇ニ登ル

岡野寛君(一番) 外國人ノ署名捺印及無資力

ヲ選定シタ方ガ宜カラウト云フコトニナタテ、三名ノ協議員ヲ選定致シマシ

テ、協議員諸君ニ協議ヲ致シテ貰シタ末、別ニ法案ヲ制定スルヨリハ、此原案ヲ

以テカラニ議案トシテ、再び議スルコトニナリマシタノテゴザイマス、ソレ

デ遂ニ全會一致ヲ以テ原案ヲ可決スベキモノデアルト議決致シマシタ次第デ

ゴザイマス、簡短……

○村瀬庫次君(四十四番) 第一條ニ「外國人ハ署名ヲ以テ捺印ニ代フルコトヲ得」トアル、外國ニ於テハ印形ヲ用ヒヌノデアル、日本人ハ將來同ジク印

形ヲ廢シタイトカ、廢スルガ宜イトカ、又ハ日本人ニ限シテ是非入用デアル

トカ云フコトハ、委員會ニ於テ起ルベキコト、思ヒマスガ、其邊ハドウデ

アツカ同ヒタ

○岡野寛君(一番) 其邊ニ附キマシテハ、第一條ヲ削除スルト云フコトノ論旨ハ、矢張日本人ト同様ノ規定ニ致シマシテ、署名捺印スルトキニハ、署名捺印ヲ致シ、又捺印ダケスルトキニハ、捺印ヲ致サセル方法ヲ執ルガ、宣シイ、日本ノ法律ニ從ハセル方ガ宜イト見ルカラ、第一條ハ削ラウト云フ論旨デゴザイマシタ、併シ反対スル者ハ、此說ニ對シ外國人ニハ特例ヲ設ケル方ガ宣イトノ反対デゴザイマスカラ之ヲ細ニ述ベマセヌ

○花井卓藏君(二百四十一番) 唯今ノ報告ハ間違テ居リマスカラ、訂正ヲ致シテ置キタウゴザイマス、第一ノ論者ノ說トシテ言ハレタ事柄ハ、マルデ間違ツタ報告デアルト云フコトダケヲ辯明致シテ置キマス、詳細ハ委員會ノ筆記ニゴザイマスカラ、私ハ此處デ述ベマセヌ

○西村淳藏君(六十二番) 唯今ノコトハ甚ダ困ル、内輪喧嘩ヲシテ辯護士ノ鉢合セハ困ル

○恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ質問モゴザイマシタケレドモ、極簡明ナ案

デ、能ク了解シテ居リマス、是ハ讀會省略ヲ以テ決議アランコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 読會省略ニ成規ノ同意者ハナイト認メマス

○議長(片岡健吉君) 読會省略ニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス、議事

日程ノ第一、水難救護法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案 確定議
○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 読會省略ニ御異議ハアリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(片岡健吉君) 読會省略ニ御異議ハアリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス、議事

日程ノ第一、水難救護法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第一章 水難救護法案(政府提出)
第二章 遭難船舶
水難救護法
第一條 遭難船舶
遭難船舶救護ノ事務ハ最初ニ事件ヲ認知シタル市町村長之ヲ行フ

第二條 遭難船舶
遭難船舶アルコトヲ發見シタル者ハ遲滞ナク最近地ノ市町村長又

ハ警察官吏ニ報告スヘシ

警察官吏ニ於テ報告ニ接シタルトキハ市町村長ニ通知スヘシ

第三條 遭難船舶アルコトヲ認知シタルトキハ市町村長ハ直ニ現場ニ臨ミ

救護ニ必要ナル處分ヲ爲スヘシ

第四條 警察官吏ハ救護ノ事務ニ關シ市町村長ヲ助ケ市町村長現場ニ在ラ

サルトキハ之代リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

第五條 救護ハ船長ノ意ニ反シテ之ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ハ市町村長ニ於テ船長ノ人命ヲ保護スル手段ヲ不充分ナリト

認メ又ハ船長ニ惡意アリト認メタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六條 市町村長ハ救護ノ爲人ヲ招集シ船舶車馬其ノ他ノ物件ヲ徵用シ又

ハ他人ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ招集セラレタル者ハ市町村長ノ指揮ニ從ヒ救護ニ從事

スヘシ

第七條 市町村長ハ救護ニ際シ必要ナラスト認ムル者、妨害ヲ爲シタル者

又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者ヲ退去セシムルコトヲ得

市町村長ハ救護ニ際シ遭難物件ヲ隠匿シタル者アリト認ムルトキ

又ハ其ノ物件ヲ搜索シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得

市町村長前項ノ處分ヲ爲スニ當リ助力ヲ命セラレタル者ハ之ヲ拒ムコト

ヲ得ス

第八條 市町村長ハ救護ニ際シ遭難物件ヲ隠匿シタル者アリト認ムルトキ

又ハ其ノ物件ヲ搜索シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得

市町村長前項ノ處分ヲ爲スニ當リ助力ヲ命セラレタル者ハ之ヲ拒ムコト

ヲ得ス

第九條 市町村長ハ遭難船舶其ノ他救上ケタル物件及前條ノ規定ニ依リ差

押ヘタル物件ヲ保管スヘシ

前項ノ物件中ニ郵便物アルトキハ市町村長ハ遲滞ナク最近ノ郵便局ニ引

渡スヘシ

第十條 船長ハ遭難後遲滞ナク船難報告書ヲ作リ市町村長ニ差出スヘシ但

シ船舶國籍證書ノ交付ヲ申請スルコトヲ要セサル船舶又ハ湖川港灣ノミ

ヲ限り航行スル船舶ノ遭難ニ付テハ此ノ限ニアラス

市町村長ハ報告書ノ事實ヲ審査シ相當ト認ムルトキハ船長ノ請求ニ依リ

認證ヲ與フヘシ

市町村長ハ報告書ノ事實ヲ審査スル爲船内書類ノ提出ヲ命シ又ハ船員、

旅客其ノ他船中ニ在リタル者ヲ呼出しシ訊問ヲ爲スコトヲ得

シテ物件ノ引渡スル請求セサルトキハ公賣ニ付スヘキ旨ヲ船長ニ告知スヘ

船長又ハ船舶所有者ニ於テ第二項ノ規定ニ依リ物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ公賣ヲ爲スコトヲ得ス
第十二條 救護ニ關係シタル者ハ市町村長ヨリ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得
前項ノ規定ハ左ニ掲タル者ニハ之ヲ適用セス

一 救護セラレタル船舶ノ所有者又ハ其ノ船舶ノ船員
二 故意、懈怠又ハ過失ニ因リ遭難ヲ惹起シタル者
三 第五條ノ規定ニ違反シテ救護シタル者
四 救護ニ際シ妨害ヲ爲シ又ハ不正ノ行爲ヲ爲シタル者
五 遭難物件ヲ持去リ又ハ其ノ引渡ヲ拒ミタル者

第十三條 左ニ掲タルモノヲ以テ救護費用トス

一 救護ニ關係シタル者ノ勞務ノ報酬
二 第六條ノ規定ニ依ル土地ノ使用又ハ物件ノ徵用ニ對スル補償
三 救上ケタル物件ノ運搬、保管又ハ公賣ニ要シタル費用

第十四條 救護費用ノ支給ヲ受ケントスル者ハ市町村長ノ指定スル期間内ニ其ノ金額ヲ申立ツヘシ

第十五條 救護費用ノ金額ハ命令ノ規定ニ依リ市町村長之ヲ定ム
前項ノ手續ヲ爲ササル者ハ救護費用ノ支給ヲ受クルコトヲ得ス

市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシム
ヘシ

遭難船舶ノ所在地船籍港ナルトキ又ハ船長在ラサルトキハ前項ノ告知ハ

第十六條 船舶所有者ニ之ヲ爲スヘシ
船長又ハ船舶所有者ハ救護費用ヲ納付シテ市町村長ノ保管ニ係ル金錢其ノ他ノ物件ノ引渡ヲ受クヘシ

船長又ハ船舶所有者ニ於テ市町村長ノ相當ト認ムル擔保ヲ供スルトキハ前項ノ金錢其ノ他ノ物件ノ全部若ハ一部ノ引渡ヲ受クルコトヲ得ス

左ニ掲タル物件ハ前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

一 船員ノ所持品
二 船員及旅客ノ食料
三 運送貨物支拂フコトナクシテ船中ニ携帶スル旅客ノ手荷物

四 第十七條第二項ニ掲タル物件
市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ賣却シ抵當ト爲シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立會フヘシ

市町村長ニ於テ第十一條又ハ前項ノ規定ニ依リ金錢ヲ保管スル場合ニ其ノ金錢救護費用ノ金額ニ達シタルトキハ直ニ其ノ金錢ヲ以テ救護費用ヲ支辨シ其ノ残額ハ保管ニ係ル他ノ物件ト共ニ船長又ハ船舶所有者ニ引渡スヘシ

第十七條 船長又ハ船舶所有者ニ於テ市町村長ノ定期内ニ救護費用ヲ納付セサルトキハ市町村長ハ保管ノ物件又ハ擔保トシテ差出シタル物件ヲ公賣シ其ノ代金ヲ保管スヘシ
前項ノ規定ハ市町村長ニ於テ公賣ヲ爲スモ其ノ代金ヲ以テ公賣ノ費用ヲ

償フニ足ラスト認メタル物件ニハ之ヲ適用セス
第十八條 市町村長ハ納付ヲ受ケタル金額又ハ其ノ保管ニ係ル金錢ヲ以テ救護費用ヲ支辨スヘシ

第十九條 救護其ノ效ヲ奏セサルトキハ救護費用ハ國庫ヨリ之ヲ支給ス
船長又ハ船舶所有者救護費用ヲ納付セサル場合ニ於テ第十七條ニ定ムル手續ヲ爲シタル後市町村長ノ保管ニ係ル金錢ヲ以テ救護費用ヲ支辨スルニ足ラサルトキハ國庫ヨリ之ヲ補給シ殘餘アルトキハ船長又ハ船舶所有者ニ之ヲ還付ス

第二十條 本章ノ規定ハ市町村長ノ招集ヲ待タスシテ救護ニ從事シタル者ニ亦之ヲ適用ス但シ市町村長ニ於テ救護ニ干與セサルトキハ此ノ限ニアラス

第二十一條 本章中船長ニ關スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ亦之ヲ適用ス

第二十二條 第一條乃至第四條、第五條第一項、第六條乃至第九條、第十二條乃至第十四條、第十五條第一項第二項、第十八條、第十九條第一項、第二十條及第二十一條ノ規定ハ海軍艦船其ノ他官廳ノ所有スル船舶ニ亦之ヲ準用ス

市町村長ニ於テ海軍艦船其ノ他官廳ノ所有スル船舶ノ救護費用ノ金額ヲ定ムルニハ其ノ艦船長ト協議スヘシ

第二十三條 本章ノ規定ハ條約ニ別段ニ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十四條 漂流物又ハ沈沒品ヲ拾得シタル者ハ遲滯ナク之ヲ市町村長ニ引渡スヘシ但シ其ノ物件ノ所有者分明ナル場合ニ於テハ拾得ノ日ヨリ三日以内ニ限り直ニ其ノ所有者ニ引渡スコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ拾得者ハ所有者ヨリ其ノ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額以内ノ報酬ヲ受クルコトヲ得

第二十五條 市町村長ハ引渡ヲ受ケタル物件ヲ保管スヘシ

市町村長ハ前項ノ物件ヲ所有者ニ引渡スヘキコトヲ公告スヘシ但シ其ノ所有者知レタルトキハ公告ヲ須井サルコトヲ得

第二十六條 第十一條第一項ノ規定ハ漂流物及沈沒品ニ之ヲ準用ス

第二十七條 市町村長ニ於テ第二十五條ノ公告又ハ告知ヲ爲シタル日ヨリ一箇年以内ニ限り所有者ハ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額竝公告保管、公賣又ハ評價ニ要シタル費用ヲ市町村長ニ納付シテ物件ノ引渡ヲ受クルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ拾得者ニ物件ノ價格ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ支給ス

物件ノ價格ハ市町村長之ヲ定ム但シ鑑定人ヲシテ之ヲ評價セシムルコトヲ得

第二十八條 前條ノ期間内ニ所有者物件ノ引渡ヲ請求セサルトキ又ハ物件ノ引渡ヲ請求セサル意思ヲ表示シタルトキハ市町村長ハ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受クヘキコトヲ拾得者ニ告知スヘシ

拾得者ハ前項ノ期間内ニ公告、保管、公賣又ハ評價ニ要シタル費用ヲ市

町村長ニ納付シ物件ノ引渡ヲ受クルニ因リテ其ノ所有權ヲ取得ス
拾得者ニ於テ前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ受ケサルトキハ市町村長ハ其
ノ物件ヲ公賣シ其ノ代金ヨリ前項ノ費用ヲ控除スヘシ此ノ場合ニ於テ残
餘アルトキハ國庫ノ取得トシ不足アルトキハ國庫ヨリ之ヲ補給ス

第二十九條 警察官吏ニ於テ航路、錨地又ハ建造物ニ障害ヲ爲スト認メタ
ル漂流物又ハ沈没品ヲ取除キタル場合ニ於テハ警察官吏ハ其ノ物件ヲ市
町村長ニ引渡スヘシ
前項ニ依リ市町村長ニ於テ引渡ヲ受ケタル物件ニ付テハ第十一條第一項
及第二十五條第二項ノ規定ヲ適用ス

第三十條 前條ニ依リ公告若ハ告知ヲ爲シタル日ヨリ一箇年以内ニ所有
者物件ノ引渡ヲ請求シタルトキハ市町村長ノ所有者ヲシテ取除、保管及
公告ニ要シタル費用ヲ納付セシメ之ニ其ノ物件ヲ引渡スヘシ
前項ノ期間内ニ物件ノ引渡ヲ請求スル者ナキトキハ市町村長ハ其ノ物件
ヲ公賣シ其ノ代金ヲ以テ取除、保管、公告及公賣ニ要シタル費用ヲ支辨
スヘシ此ノ場合ニ於テ残餘アルトキハ國庫ノ取得トシ不足アルトキハ國
庫ヨリ之ヲ補給ス

第三章 罰則

第三十一條 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ左ノ各號ニ該當スル者ハ五十圓以
下ノ罰金ニ處ス

一 正當ノ理由ナクシテ市町村長ノ招集ニ應セス又ハ物件ノ徵用若ハ土
地ノ使用ヲ拒ミタル者

二 第六條第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 第七條第三項ノ規定ニ違反シタル者

第三十二條 遭難船舶救護ノ場合ニ於テ妨害ヲ爲シタル者ハ一月以上六月
以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三十三條 第十條第一項ノ手續ヲ爲スコトヲ怠リタル者ハ五圓以上五十
圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 詐偽ノ所爲ヲ以テ船難報告書ニ認證ヲ受ケタル者ハ十一日以
上六月以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 刑法第三百八十五條及第三百八十七條ノ規定ハ沈没品ニ亦之
ヲ適用ス

附 則

第三十六條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 明治三年二月二十九日不開港場規則心得方條目、明治四年四
月二十二日外國船漂著ノ節取扱方、明治八年第六十六號布告及明治十年

第五十五號布告ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス
ニ於テハ區長之ヲ行ヒ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ戸長又ハ之ニ
準スヘキ者之ヲ行フ

(政府委員遞信次官工學博士古市公威君演壇ニ登ル)

○政府委員(古市公威君) 水難救護ニ關係致シマシテハ、改正條約ニモ修正

商法ニモ一二ノ規定ガアルノデス、而シテ其他ハ特別法ニ讓^クテアリマス、
所ガ其特別法ナルモノハ、難船救助心得方條目ト云フ、名カラ隨分古メカレ
イ、明治三年ノ布告ト、ソレカラ内國船難破及漂流物取扱規則ト云フ明治八年
ノ布告ガ出テゴザイマスガ、不備ノ點が多ウゴザイマスノデ、改正條約及
商法杯ト共ニ歩ミマスルノニ不便ヲ感ジマス、ソレ故此案ヲ提出致シタ次第
デゴザイマス、願ハクハ本期ノ議會ニ此案ノ成立スルコトヲ希望致シマス
○恵松隆慶君(九十七番) 此案ハ最モ急務ナ案デゴザイマスル、然ルニハヤ
日限モエライ切迫致シマシタルカラ、直チニ次ノ日程ニ移ラレタトイ考ヘマス
○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三、特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、議事日程ノ第
三、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
○恵松隆慶君(九十七番) 是ハ九名ノ委員デ、成ルベクハ議長ニ於キマシテ
本日指名セラレンコトヲ併テ希望ヲ述べテ置キマス
〔賛成々々〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君カラ、九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名スルト
云フ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、議事日程ノ第
四、家祿賞典祿處分法施行法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス
○議長(片岡健吉君) 家祿賞典祿處分法施行法案(政府提出)
○議長(片岡健吉君) 家祿賞典祿處分法施行法案

第一條 家祿又ハ賞典祿ハ左ノ標準ニ據リ之ヲ調査ス

一 政府ノ布告布達其ノ他ノ命令ニ依リ定マリタル制度

一 明治四年七月十四日前各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度(最後ニ定メタル
制度ニシテ廢藩以後各府ニ於テ施行シタルモノトモ)但各藩ニ於テ定メタル制度中他日ノ
改正ヲ期シタルモノハ之ヲ問ハス

第二條 明治九年八月太政官布告第百八號第一條ニ依リ給與未濟額ヲ換算
スル場合ニ於テハ同布告第三條ヲモ適用ス

第三條 家祿賞典祿處分法第一條ニ依リ三箇年未滿ノ年限祿ニ對スル給與
未濟額ヲ給與スル場合ニ於テハ明治九年八月太政官布告第百八號第一條
二年ノ者ニ對スル換算率ヲ準用ス

第四條 明治九年八月太政官布告第百八號及同年十二月太政官布告第百五
十二號ノ率ニ依リ給與未濟額ヲ算出スル場合ニ於テハ祿高全部ニ付テ換
算シタル額ヨリ既ニ給與シタル額ヲ控除ス

第五條 祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ一千萬圓以内トシ其ノ利率ハ一
箇年百分ノ五トス

前項公債ノ利子付期ハ毎年三月及九月トス

第六條 前條ノ公債證書ハ隨時之ヲ發行シ券面金額ノ計算ヲ以テ交付ス

前條ノ公債ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ニ付テハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ヲ適用ス

第七條 公債證書券面金額ニ満タル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給與ス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 本案ヲ提出致シマシタ理由ヲチヨット申上ゲマス、明治三十年法律第五十號施行上ニ必要ナル事項ヲ明ニシテ置キマスル必要ガゴザリマスルタメニ、提出ヲ致シマシタノデゴザイマス、ドウカ御審議ノ上御協賛アランコトヲ希望致シマス

○高須賀穰君(二百七十二番) 質問ガアリマス、第一ノ質問ハ即チ明治三十一年法律第五十號ニ依リマシテ、請願ヲ出シマシタ所ノ數ハ、凡ソ聞キマスル所ニ依リマスレバ、二十五六万人モアルト云フコトヲ聞キマシタ、其金額ヲ合セテ見マスト、凡ソ一億万圓ニモ及ブト云フ金額デアル、然ルニ此法案ニ依リマスルト、第五條ニ「祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ壹千萬圓以内ト云フコトヲ云ウテ居ル、果シテ政府ニ於キマシテ、斯様ニ澤山ナル所ノ一億万圓ノ金額ニ及ブ所ノ請願ハ、總テ九分マデヘ採用シナイ、僅カ其一部分デアルト云フコトノ御認ガ附イテアルノカナイカト云フコトヲ質問致シタイ、ソレカラ第七條ニ至リマシテ「端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給與ス」トアル、若シ果シテ端金ヲ給與スルト云フコトニナリマスレバ、恐ラクバ二三百萬圓ノ金ヲ請求シナケレバナラヌト云フ考デアル、然ルニ其端金ガ三十年ノ豫算ニ上シテ居ナイ、果シテ今年其金額ヲ渡サナイト云フ御見込デアルカ、ドウカト云フコトヲ伺ヒタインデアリマス、ソレカラ第三ノ質問ハ、利子金ノコトデアル、即チ明治三十年十一月以後渡シマスル所ノ其以後ハ、利子ハ渡サナケレバナラヌト考ヘマスガ、政府ハ利子ノ請求ヲシテ居ナイ、即チ豫算ニ上シテ居ナイト云フ今日ノ有様デアルガ、果シテ利子ヲヤラヌトスレバ、請願ヲ容レテ然ル後ニ利子ヲ渡スト云フ御見込デアルカ、或ハ法律ガ發布ニナツタ以來、此利子ヲ後スト云フ御考デアルカ、其邊ヲ質問致シタウゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) 御答致シマス、請願ノ數ハ今御問ノ如ク二五六萬人ノ數ニナツテ居リマスガ、其金額ノコトハ未ダ調査致シマセヌカラ、確トハ分リマセヌケレドセ、此五十號ノ法律ノ第一條二條ノ範圍内ト申シマス子ヲ後ス、是ハ以前本院ニ於テモ御調ニナリマシタモゴザイマス度提出致シマシタ法律ノ第一條ノ範圍デゴザイマスレバ、政府ハ凡ソ此以内デアレバ、賄ヒ盡スト云フ見込デゴザイマス、ソレカラ第一ノ端金ノ支出ガ、三十一年ニ豫算ガシテナイガト云フ御問デゴザイマス、ソレハ未タ調査ヲ致シマセヌカラ、豫算ヲ出シマスニモ其數ヲ得ルコトガ出來マセズ、又今申上ゲマスル通ニ、一十五六万ノ人ノ調ハナカく五月ヤ三月ノ間ニ出來ルモノデゴザイマセヌカラ、豫算ニ請求スル連ビニハ參リマセヌ故ニ、本年ノ秋ノ議會ニ持出スヤウナコトニナラウカト考ヘテ居リマスモ分リマセヌカラ、モ高須賀穰君(二百七十二番) モウ一應御尋シマスガ、政府ニハ此即チ去年春ハ利子金ニ向テハ、四十餘万圓ト云フ利子金ヲ請求致シマス

ル、然ルニ本年ハ此利子ノ請求ヲシナイト云フヤウナ風デアリマスガ、果シテサウスルト、政府ノ方針ガ變ツタノデアリマスカ、或ハ以前ノ通デアルカ

○政府委員(松尾臣善君) 政府ノ方針ハ少シモ變リマセヌノデス、以前ニ請

求致シマシタ時分ハ、稍々本案ニ以前請願シタモノ位ノ數ノ見込デアリマシタケレドモ、今御問ノ中ニアリマス通ニ、隨分人員モ増シテ來マシタカラ、中ミ其急ノ調ベニモ參リマセヌカラ、此議會ニ請求スルコトモ出來マセズ、又其必要モナインデゴザイマス、孰ニシテモ三箇月ヤ五箇月デ到底此調が出来ルモノデハゴザイマセヌカラ、ソレデ此冬ノ議會ニ請求シテモ、少モ遲カラヌコト、考ヘマス

○林彦一君(九十九番) 私モチヨット質問致シタウゴザイマス、此家祿賞典祿處分法施行法ハ、施行法ト云フコトニナツテ居リマスルケレドモ、第一條ノ上カラ見マスルト、全ク施行法デハナクテ、家祿賞典祿ノ處分法ノ改正案ノ如キ有様ニナツテ居ルト思ハレル、初ノ五十號ノ法律デ見マスルト、全ク反對ノコトニナツテ居ルヤウニ考ヘル、政府ハ此家祿賞典祿處分法ヲ抹殺スル考デアルカドウデアルカト云フコトヲ一ツ聞イテ置キタイ

○政府委員(松尾臣善君) 御答致シマス、五十號ノ法律ノ精神ヲ少モ變ヘルノデハゴザイマセヌ、即チ五十號ハ御覽ニナリマスレバ分リマスガ、明治三年九月十日藩政改革ヲ仰出サレタ以後、祿ヲ持ツテ居ツタ者、明治四年七月二十四日ノ調査シタ祿高ニ誤謬ノアツタモノ——錯誤ノアツタモノハ、訂正シヤウト云フコトナンデ、サウシテ此五十號ノ法律ノ中ニハ、以後トゴザイマシテ、明治三年九月十日以後トゴザイマス、以後ト申シマスレバ、明治三年九月十日カラ金祿公債ヲ渡シマシタ明治九年ノ九月マデ七箇年ノ間ニ係リマスル言葉デアリマス、併ナガラ此法ノ精神ヲ解釋シマスレバ、即チ其舊藩ニシヤウト云フコトハ、是ハ極ツタコトデゴザイマシタノデ、決シテ五十號ノ法律ヲ狹メルノ、又ハ廣メルノ、サウ云フヤウナ意味ハ、今度ノ法律ニハ少モゴザイマセヌカラ、左様御承知ヲ願ヒタインケレドモ、文章ノ上ニ覗レテ居リマセヌカラ、即チ之ヲ文章ニ現シテ出シマシタノデ、決シテ五十號ノ法律ヲ狹メルノ、又ハ廣メルノ、サウ云フヤウナ意味ハ、今度ノ法律ニハ少モゴザイマセヌカラ、左様御承知ヲ願ヒタインケレドモ、是ハ委員會ノトキニ聞クコトニ致シマス

○林彦一君(九十九番) 是ハ全ク今ノ答辯デハ分ラヌコトガアリマスケレドモ、是ハ委員會ノトキニ聞クコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ質問ハ限ガアリマセヌ、折角出マシタ處分法ガ、ドウモ不備ナ所ガ多イ、詰リ是等ハ委員ニ付託シテ、惡ルイ所ハ十分調査シテ直サレルガ宜シイ、直チニ次ノ日程ニ移ラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ハゴザイマセヌカラ、是モ成ルベク議長ニ於テ、今日指名ニナランコトヲ希望致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程第五、特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ九名ト致シマシテ、此法案ハ質問ヲ十分ニシテ又多少修セニヤ完全ニナラナイヤウニ考ヘマスルデ、最早日ニチモゴザイマセヌカラ、是モ成ルベク議長ニ於テ、今日指名ニナランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程第五、特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第六、

○議長(片岡健吉君) 小學校教育費國庫補助法案第一讀會ノ續、工藤行幹君

第六 小學校教育費國庫補助法案

(大隈英層君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(七)

○工藤行幹君(百二十五番) 小學教育費ノ國庫補助法案ノ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、此委員長ハ安部井磐根君ガ委員長ニ選舉セラレタンドゴザイマスケレドモ、御闕席ノタメニ私ハ委員長ニ代々テ此會ヲ開キマシタコトデゴザイマスカラシテ、委員長ノ代理ト致シテ御報告ヲ致シマス、此案ハ根本正君カラ出シテ居ルノト、ソレカラ出シタルモノト二案アルノデゴザイマス、此二案ヲ併セテ此委員會ニ御付託ニナシトノデゴザイマスガ、段々ニ委員會ニ於テ取調べテ見マスルト、同ジク國庫ノ補助法案デゴザイマスルケレドモ、其或ハ補助スル所ノ目安杯ハ、大イニ違テ居ルノデゴザイマス、大隈君カラ出シテアル所ノ案ハ、此小學教員ノ年功加俸、或ハ此教員ノ給料ノ金額ヲ目安トシテ、ソレヲ百分ノ十、初ノ年ニハ百分ノ十ヨリ少カラズ、ソレカラ追々増シテ年月ヲ経ルニ從シテ、之ヲ増加シテ百分ノ五十二至ルト云フコトニ致シタノデゴザイマス、又之ヲ配付スルニハ、各學校ニ配付スルニハ、或ハ年功加俸教員ノ俸給、其他學齡兒童就學生徒ノ數ヲ參酌シテ、此配付ノ方法ヲ定メルト云フコトノ趣意ニナシテ居ルノデアリマス、而シテ根本君カラ出シテ居ル所ノ精神ハ、單ニ此金額ハ定メズシテ、豫算ヲ以テ之ヲ定ムルト云フコトニシテアル、而シテ此配付スルノ方法ニ至ラテハ、市町村ノ學齡兒童ニノミ比例シテ、之ヲ配付スルト云フコトノ案ニナシテ居ルノデゴザイマスガ、斯ノ如ク少シク目的ガ達シテ居ルノデゴザイマスガ、委員會ガ此二ツヲ併セテ、ドチラヲ採シテヤルカト云フコトヲ審議致シマシタ末ニ、根本正君カラ提出セラレタ所ノ案ヲ根據トシテ、之ヲ審議シヤウト云フコトニアリマシタノデゴザイマス、而シテ其結果ハ此第一條——一條ノ補助金ハ就學義務ヲ有スル學齡兒童ノ教育ヲ普及上進スベキ用途ニ充ツ、此文章ハ之ガ敢テ必要ハナイ、唯其目的ヲ云フマデノコトデ效ガナイカラ、此第二條ト云フモノハ全ク削除致シテ、餘ハ悉ク原案ニ決スルト云フコトニ決議致シマシタノデゴザイマス、故ニ此大隈君カラ出サレタ所ノ案ハ、自然ノ結果トシテ消滅ニナシタノデゴザイマス、併シ此大隈君カラ出サレタ所モ、根本君カラ出サレタ所モ、同ジク此小學ノ方ニ國庫カラ補助シナケレバナラヌト云フ大體ノ精神ニ至ラテハ、同一ナコトデゴザイマス、而シテ此小學校ニ補助金ヲヤランデハナラヌト云コトハ、是ハモウ大抵全國ノ輿論ダラウト思ヒマスカラシテ、私ガ此處デ長々申ス必要モナカラウト思ヒマスケレドモ、唯極簡短ニ一二ヲ舉ゲテ御話ヲ致シテ置キマスト云フモノハ、凡ソ此世界各國ノ中ニ日本程此小學校ニ冷淡ニシテ居ル、各國ノ小學校ニ補助金ヲ與ヘテ居ルノハ是マデノ調ニ依リマスルト云フト、各國ノ小學校ニ補助金ヲ與ヘテ居ルノハ比々皆アルノデゴザイマス、獨リ日本ニ於テハ誠ニ之ヲ冷淡ニシテ居ル、此軍事費環ト比較シテ見ルト云フト、歲入ノ中カラ割合ヲ取ッテ見ルト云フト、大概各國ト日本トハ略相匹敵シテ居シテ、却テ日本ハ此上ニ出デ、居ル位ナコトニナシテ居リマスケレドモ、教育費ノ一段ニ至ラテハ、世界中ノ最下等ニ居ルノデゴザイマス、誠ニ之ヲ言ウテ見ルト云フト、他ノ國デハ大抵軍事費ノ百分ノ十或ハ十一三一マデノ所ハ、皆此小學校ニ補助費ヲ出シテ居ルノデゴザイマスガ、日本ニ限シテハ百分ノ僅ニ一ト云フ位ヨリナイト云フヤウナ、教育費ノ全體ニ附イテモ、サウ云フコトニナシテ居ルノデ、如何ニモ此日本ハ

是カラ追々文明ニ進ンデ往ク、此本ノ教育ト云フコトニ冷淡ナリト云フコトハ、諸君等ハ皆御同感ダラウト思フ、別シテ此教育ノ基本タル所ノ普通教育ノコトニ至ラテハ、最モ日本政府ハ之ヲ冷淡ニシテ居ルノデゴザイマス、現ニ此明治八九年ノ頃マデハ、凡ソ一年僅カデアルガ、七十万以上ノ金ヲ補助シテイマスケレドモ、御闕席ノタメニ私ハ委員長ニ代々テ此會ヲ開キマシタコトデゴザイマスカラシテ、委員長ノ代理ト致シテ御報告ヲ致シマス、此案ハ根本正君カラ出シテ居ルノト、ソレカラ出シタルモノト二案アルノデゴザイマス、此二案ヲ併セテ此委員會ニ御付託ニナシトノデゴザイマスガ、段々ニ委員會ニ於テ取調べテ見マスルト、同ジク國庫ノ補助法案デゴザイマスルケレドモ、其或ハ補助スル所ノ目安杯ハ、大イニ違テ居ルノデゴザイマス、大隈君カラ出シテアル所ノ案ハ、此小學教員ノ年功加俸、或ハ此教員ノ給料ノ金額ヲ目安トシテ、ソレヲ百分ノ十、初ノ年ニハ百分ノ十ヨリ少カラズ、ソレカラ追々増シテ年月ヲ経ルニ從シテ、之ヲ増加シテ百分ノ五十二至ルト云フコトニシテアル、而シテ此配付スルノ方法ニ至ラテハ、市町村ノ學齡兒童ニノミ比例シテ、之ヲ配付スルト云フコトノ趣意ニナシテ居ルノデゴザイマスガ、斯ノ如ク少シク目的ガ達シテ居ルノデゴザイマスガ、委員會ガ此二ツヲ併セテ、ドチラヲ採シテヤルカト云フコトヲ審議致シマシタ末ニ、根本正君カラ提出セラレタ所ノ案ヲ根據トシテ、之ヲ審議シヤウト云フコトニアリマシタノデゴザイマス、而シテ其結果ハ此第一條——一條ノ補助金ハ就學義務ヲ有スル學齡兒童ノ教育ヲ普及上進スベキ用途ニ充ツ、此文章ハ之ガ敢テ必要ハナイ、唯其目的ヲ云フマデノコトデ效ガナイカラ、此第二條ト云フモノハ全ク削除致シテ、餘ハ悉ク原案ニ決スルト云フコトニ決議致シマシタノデゴザイマス、故ニ此大隈君カラ出サレタ所ノ案ハ、自然ノ結果トシテ消滅ニナシタノデゴザイマス、併シ此大隈君カラ出サレタ所モ、根本君カラ出サレタ所モ、同ジク此小學ノ方ニ國庫カラ補助シナケレバナラヌト云フ大體ノ精神ニ至ラテハ、同一ナコトデゴザイマス、而シテ此小學校ニ補助金ヲヤランデハナラヌト云コトハ、是ハモウ大抵全國ノ輿論ダラウト思ヒマスカラシテ、私ガ此處デ長々申ス必要モナカラウト思ヒマスケレドモ、唯極簡短ニ一二ヲ舉ゲテ御話ヲ致シテ置キマスト云フモノハ、凡ソ此世界各國ノ中ニ日本程此小學校ニ冷淡ニシテ居ル、各國ノ小學校ニ補助金ヲ與ヘテ居ルノハ是マデノ調ニ依リマスルト云フト、各國ノ小學校ニ補助金ヲ與ヘテ居ルノハ比々皆アルノデゴザイマス、獨リ日本ニ於テハ誠ニ之ヲ冷淡ニシテ居ル、此軍事費環ト比較シテ見ルト云フト、歲入ノ中カラ割合ヲ取ッテ見ルト云フト、大概各國ト日本トハ略相匹敵シテ居シテ、却テ日本ハ此上ニ出デ、居ル位ナコトニナシテ居リマスケレドモ、教育費ノ一段ニ至ラテハ、世界中ノ最下等ニ居ルノデゴザイマス、誠ニ之ヲ言ウテ見ルト云フト、他ノ國デハ大抵軍事費ノ百分ノ十或ハ十一三一マデノ所ハ、皆此小學校ニ補助費ヲ出シテ居ルノデゴザイマスガ、日本ニ限シテハ百分ノ僅ニ一ト云フ位ヨリナイト云フヤウナ、教育費ノ全體ニ附イテモ、サウ云フコトニナシテ居ルノデ、如何ニモ此日本ハ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

第七 小學校教育費國庫補助法案(根本正君外八名提出)

第一讀會ノ續(委員長)

○議長(片岡健吉君) 安藤龜太郎君
○安藤龜太郎君(百四十七番) 私ハ述ベル考デゴザイマシタケレドモ、大略工藤君カラ御演説ニナリマシテ、大抵盡サレテ居リマスカラ、演説ハ止メマス、併シ極必要ナ問題デアリマスカラ、是ハ讀會ヲ省略シテ、即決ヲ以テ確定アランコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 領會省略ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

小學校教育費國庫補助法案

確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス
○星亨君(二百三十四番) 工藤君ノ出サレタノト、今極シタノトハ矛盾デモ致シテ居ルノデゴザイマスカラ

○議長(片岡健吉君) 何デスカ
○星亨君(二百三十四番) 工藤君ノ出サレタノト、今ノ既ニ極シタノトハ違フ

- 議長(片岡健吉君) 大多數ト認メマス
(拍手起ル)
- 議長(片岡健吉君) 次ニ三十六條ノ第二項ノ記名無記名ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正通テ記名ニ御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
- 星亨君(二百三十四番) ドウカ此郡市ノ區別ニ附イテ、此後ハ決ヲ採ラレントヲ希望致シマス
- 議長(片岡健吉君) モウ一ツ三十六條ニ附イテ決ヲ採リマスガ、代書云々ノコトハ、記名ト極リマシタ以上ハ、代書ノコトハ御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其ノ通決シマス、次ハ此別表ニ附イテ修正ノ意見ガ出テ居リマスカラ、ワレニ附イテ採決ヲシヤウト思ヒマスル、委員會ノ修正意見ハ、此五万以上ノ市ヲ獨立ト認メテ、五万以上ノ市ハ即チ此區別ヲスル、是ニ附イテ採決ヲシヤウト思ヒマスル
(此時「議長々々ト呼ヒ發言ヲボム者アリ)
- 議長(片岡健吉君) 採決ノ方法ニ附イテ、御異議ガアリマスレバ、發言ヲ許シマス
(此時「議長々々ト呼ヒ發言ヲボム者アリ)
- 田口卯吉君(百四番) 採決ノ方法ニ附イテハアリマセヌガ、私ハ原案ヲ維持スルコトニ附イテ意見ヲ述ベタ
- 議長(片岡健吉君) 反對ノ意見ヲ述ベルノデアリマスカ
- 議長(片岡健吉君) 然ラバ反對ノ意見ヲ發表シテカラ、採決ヲ致シマス、田口卯吉君
(田口卯吉君演壇ニ登ル)
- 田口卯吉君(百四番) 諸君、議場ノ趨勢ハ大概分ッテ居リマスケレドモ、本員ハ此原案ノ如ク市ノ人員ヲ多クスルト云フコトニ附キマシテ、一言意見ヲ述べテ置キタイト考ヘマス(ノウ)元來私共ハ敢テ之ニ向ッテ、特別ノ權利ヲ得タイト云フ意味デハナインデアリマス、併ナガラ私ハ諸君ニ向ッテ、市ニ住スル人即チ商工ニ向ッテモ、公平ニ權利ヲ與ヘテ戴キタイト云フコトヲ諸君ニ請願スルノデアル、今日ノ此議場ハ現行ノ選舉法ノ結果ト致シマシテ、議場ノ諸君ハ大概實ハ地主總代(ノウ)ト云フ結果ニナッテ參ッタノデアル、ソレ故ニ此租稅ヲ賦課致シマス點ニ於テ、餘程公平ヲ缺イテ居ル傾ガアルノデアラウト思フ(ノウ)ト呼フ者アリ)試ニ諸君ニ向ッテ、地租ヲ掛ケルト云フヤウナ原案ガ出マシタトキニハ、諸君ハ非常ナ反對ヲ試ラル、ト同時ニ、例ヘバ酒ノ稅ヲ掛ケルトカ、或ハ醤油ノ稅ヲ掛ケルニ附キマシテハ、各代人ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本主義デアラウト思フ、租稅ヲ出サヌ人ガ多勢集テ居テ、其稅ヲ掛ケテ宜シイ、併ナガラ自分ハ其稅ハ受ケナカバ宣シト云フノデス、ソレハ立憲政治ノ代表者ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本デ
- 議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス
表者ヲ多ク出サシムルガ至當デアル、是ハ立憲的ノ根本主義デルア「ノウ」ト呼フ者アリ)サレバ英國ノ歴史ヲ見マシテモ此バーリヤメントノ起リト云フモノハ、全ク商人ヨリ――稅ヲ掛ケルカラ、商人ノ代表者ヲ出シテ、地租ヲ増サナイノニ地主總代ガ餘計寄ツタ所ガ、何ノ役ニ立チマスカ、併ナガラ私ハ敢テ諸君ニ向ッテ、不公平ニ商人ヲ餘計出セト云フノデハナイ、全國ノ人民ノコトハ、半分以上ハ地主以外ノ人デアルノデス、サレバ諸君ガ十分ニ人民ノ權ヲ愛セラル、ナラバ、ヨリニ市ノ代表者ト云フモノハ、ドウシテモ帝國議會ノ三分ノ一ナケレバナルマイト思フ、且ツ夫レ今度デス、立法ト云フ者ガ如何ナルモノニナルカ、多分政治上――財政上ノコトニナル、商業上ノコトニナル、種々ノ稅ハ勿論、其他ノ法律ナリ制度ナリト云フモノハデス、土地ニ關係シタモノハ少クシテ、議案ハ商業ニ關スルモノガ多イヲデゴザイマスカラ、本員ハ此委員會ノ修正ノ如ク都會ノ代議士ヲ減ズト云フコトニハ、絶對ニ反対デゴザイマスカラ、私ハ原案ヲ維持説ヲ述ベテ置キマス
- 星亨君(二百三十四番) 田口君ハ委員會ノ修正、市ヲ獨立スルト云フコトニナルノデスカ
- 田口卯吉君(百四番) サウヂヤナイ
- 星亨君(二百三十四番) 今ハ委員會ノ修正市ヲ獨立スルカ、將タ五万以上ノ市ダケニ權ヲ與フルカト云フコトノ決ヲ採ルノデスカラ、田口君ハ即チ之ニ反對ト言フカラ、サウナルノデアル
- 田口卯吉君(百四番) 私ハ原案ニ賛成ナンデアル
- 堀尾茂助君(九十八番) 議長
(堀尾茂助君演壇ニ登ル)
- 議長(片岡健吉君) 九十八番
- 堀尾茂助君(九十八番) 私ハ此別表ニ附キマシテ、一ツノ修正説ヲ提出致シマス、別表ノ選出議員ノ人數ヲ東京府二十人、京都府十八、大阪府十五人、神奈川縣九人(モウソンナコトハ言ハヌデモ宜シト呼フ者アリ)ソレヂヤアル、原案ノ成立ヲ見マスルト云フト、或ハ商工業者ノ代表者ヲ出セルト云フヤウナ趣意ヨリシテ、都市區別ヲシテ市ノ獨立ノ權ヲ與ヘルト云フコトニナッテ居リマスガ、苟モ代議士タルモノハ國家ノ代表者デアラテ、決シテ商工業者ノ代表者ト云フヤウナモノデハナイト思ヒマスカラ、府縣ヲ通ジテ選舉區トスル以上ハ、無論郡市通ジテ任意選舉セシムルガ至當デアルト考ヘマス、此コトハ最早此議論ハ諸君モ能ク御承知ニナシテ居リマスカラ、今更ヨ、ニ於テ喋々私ガ辯シナクテモ、能ク御承知デゴザリマスカラ、餘り長ク述べマニ砂糖稅ヲ掛ケテ宜シト云フヤウナ聲ヲ往々聞ク、是ハ實ハ此租稅ヲ掛ケルニ附キマシテハ、各代人ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本主義デアラウト思フ、租稅ヲ出サヌ人ガ多勢集テ居テ、其稅ヲ掛ケテ宜シイ、併ナガラ自分ハ其稅ハ受ケナカバ宣シト云フノデス、ソレハ立憲政治ノ代表者ヲシテ租稅ヲ議セシムルト云フノガ、立憲政治ノ根本デ
- 議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス
顧ヒマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 二十名ニハ足ラヌト思ヒマス
○高木正年君(百四十四番) 私ハ東京府下ノ島ヲ別ニ置キマスルコト、熊

本縣ノコトニ附イテ發議ヲ致シマシタガ(「ソシナコトハ後ダ」ト呼フ者アリ)
ソレデハ今申シマセヌ後トテ申シマセウ

○木村誓太郎君(五十番) 採決ノ法ニ附イテ、議長へ一言求メテ置キマス、
此採決ハ無記名投票ニナスカテ下サレタイト思ヒマス
○星亨君(二百三十四番) 起立ヲヤクテ見タ後ガ宜シイ、大勢ハ既ニ分カテ
居ル

○議長(片岡健吉君) 無記名投票ニ定規ノ賛成ガアレバ致シマス、定規ノ贊
成ガナイト認メマス——ソレデハ工藤君ノ修正説ニ附イテ採決ヲ致シマス
ガ、念ノタメニ尙ホ朗讀ヲ致サセマス

〔「九十八番ノ郡市無區別ガ議題デスカ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ソレハ定規ノ賛成ガナイト認メマス
○星亨君(二百三十四番) ソレハ動議デハナシ、原案ト委員會ノ説ニ反對ト
思フノデアルカラ、其決ヲ採ル必要ガナイト考ヘル、反對論デアル

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガナイト認メマス、工藤君ノ修正説ヲ讀上
グマシテ採決ヲ致シマス

(廣瀬書記官朗讀)

第一條ニ屬スル別表中市ハ人口五万以上ヲ有スルモノヲ獨立選舉區ト爲ス
其他ハ市郡ノ區別ヲ爲サヌシテ議員ノ數ヲ定ム

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ修正説ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス
〔「多數々々」又「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 成規ノ賛成ガナイト認メマス、次ニ委員會ノ修正説ノ
都市ノ部ニ附イテ採決ヲ致シマス
〔星亨君原案ノ決ヲ御採リナサレバ宜シイ」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ニ附イテ採決致シマス
○星亨君(二百三十四番) 原案ヲ採ラナケレバナラヌ、委員會ノ説ハ詰リ十
万以上ト云フコトデアリマスカラ、十万ト云フ數デ御採リニナルナラバ、委員
會ノ方ヲ御採リニナラナケレバナラヌ、サウシタ上デ原案ヲ採ラナケレバナ
ラヌ

○議長(片岡健吉君) 議長ハ委員會ノ修正説ニ附イテ採決シヤウト思ヒマス
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス
〔「贊成々々」又「ヒヤクヒヤク」ト呼ヒ拍手起ル〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正説ニ附イテ、同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマ
ス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス
〔「異議アリ」ト呼ヒ又「異議ナシ」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 是ヲ決シマシテ以上ハ、後トヘ戻リマシテ、第一條カラ
逐條ニ瓦ツテ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔星亨君第一條異議ナシ」ト呼フ〕
○議長(片岡健吉君) 委員會ノ報告中ニ正說ガアリマスルカラ、チヨット報
告ヲシテ置キマス、チヨット讀上ダマス

(廣瀬書記官朗讀)

第五十六條 「投票ニ記載シタル被選舉人ノ數其ノ選舉スヘキ數ニ過キ」
トアルハ「投票ニ記載シタル被選舉人ノ數其ノ投票スヘキ數ニ過キ」ノ

誤リ
○杉田定一君(二百九十九番) 國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタウゴザ
イマスカラ、御許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 聽エマセヌ、杉田定一君、何デスカ

○杉田定一君(二百九十九番) 國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタウゴザ
イマス
〔恒松隆慶君「宜ウゴザリマス」ト呼ヒ、又「委員會ノ修正ニ賛成」ト呼
フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 是ハ委員會ノ方デハ、第二條ノ第三項、第三條ノ第三
項第五條ノ第三項ガ削除ニナシテ居リマスガ、是ハ委員會ノ修正通御異議ハ
アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 第一條ヨリ第九條マデヲ議題ニ供シマス
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス——今ノハ第九條マ
デ、アリマスマカラ、委員會デハ第九條ノ三項ニ三圓トアルヲ五圓ト修正シテ
アルガ、是ハ委員會ノ修正通決シタト見テ宜シイカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第十條ハ原案デ御異議ガアリマスマイカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第十一條ヲ議題ニ供シマス
〔「十一條異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○門馬尙經君(百六十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 門馬尙經君演壇ニ登ル

○門馬尙經君(百六十九番) 私ガ之ニ修正説ガアリマス

○門馬尙經君(百六十九番) 演壇デ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 先ゾ演壇ヘ御登リナサイ、聽エマセヌカラ

〔門馬尙經君演壇ニ登ル〕

○門馬尙經君(百六十九番) 私ガ此第十一條ニ「三十年以上」トアリマスルノ
ヲ「二十五年以上」ト修正ヲ致シマス、昨日政府委員カラ私ノ質問ニ對シテ御
答ニハ、三十年以上トシタノハ、國事ヲ議スル人デアルト云フ御答デゴザイ

民ニ於テモ、國事ヲ議サレヌト云フ筈ハナイ、實ニ政府ノ昨日ノ答辯ト云フモノハ、杜撰デアルト考ヘマスル、ソレカラ私ノ考デハ、一體此年齡ニ制限ガイラナイト云フ考デゴザイマス、若シ選舉人ノ輿望ヲ以テ當選致シタナラバ、二十年ダラウガ、二十五年ダラウガ、年齡ハ決シテ要ラヌ、ナゼ此財產スルケレドモ、併ナガラスル突飛ニ出タコトヲ申シマシタコトナラバ、或ハ諸君ノ御贊成ガナイカモ知レマセヌカラ、私ガ此公民權ガ二十五年以上デゴザイマスルカラ、丁度公民權ヲ得テ居リマスル者ノ年齡ヲ取りマシテ、二十九年ト改メマシタ譯デゴザイマスル、ソレカラ選舉ノ實況ヲ見マスルト、茲ニ二十九年十一箇月ノ人ガアル、僅カ一箇月ノコトデ、假令有爲ノ人デモ議員ニナルコトガ出來ナイト云フコトガアリマスル、既ニ吾ノ友人ニモ兩名程サウ云フ人ガアリマスル、尤モ今日ノ如ク度ニ解散ノアル場合ニハ、四年待ツコトガゴザイマセヌケレドモ、規則通四年ハ無事ニ經過スレバ、假令ホーセットトノヤウナ人物デモ、四年ノ間ハ議員ニナルコトハ出來ナイト云フ結果ニナリマスカラ、二十五年トシマス、スルト二十七八年ノ人デモ、議員ニナルコトガ出來マス、是デ之ヲ二十五年ト致シマシテ、ソレカラモウ一ツハ、昨年自由黨ト進歩黨トガ政府案ヲ三十年ト云フモノヲ二十五年ニ改メシタ、今日ノ議員モ多クハ昨年ノ議員デゴザイマスカラ、三分二以上ノ昨年ノ議員デゴザイマスカラ、多分二十五年ト云フノニ御贊成ト思ヒマス、サウシテモウ一つノ理由ト云フモノハ、我國ノ政界ハ實ニ刷新ヲセナケレバナラズ、是ハ天下ノ公論デゴザイマス、而シテ其刷新ト云フモノハ、情實ニ纏綿スル老人ヨリハ、即チ吾ノ老人ヨリハ、私ハ情實ニ纏綿スルトハ言ハヌケレドモ、纏綿シ易イ吾ノ老人ヨリハ、青年ヲ待ツテ爲スコトガ多イノデゴザイマスカラ、旁ニ二十五年ト云フ修正説ニ御同意アランコトヲ希望致シマス○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカラ、採決致シマス、門馬君ハ三十年ヲ二十五年ニ修正スルト云フ説デアリマス、門馬君ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

無罪純白ヲ以テ待ツト云フコトハ、普通條理ノ状態デアリマス、然ルニ本項ニ於キマシテハ、未だ上訴ノ道モアリ旁致シマシテ、詰ル所無罪ニ歸スルカモ分ラヌ人ノ上カラシテ、重大ナル人ノ權利ヲ奪^ツテシマフト云フコトハ、極テ條理ニ反スル所ノモノデアルト私ハ信ジマス、諸君ニ御對照ヲ願ヒマスルノハ、第十二條ノ第四項ニ剝奪公權及停止公權ト云フコトガ書イテアリマス、此剝奪公權停止公權ト云フモノハ、御承知ノ如ク一種ノ刑罰デアル、一種ノ刑罰トシテ選舉權等ヲ行フコトガ出來ナイト云フ結果ヲ見ルノデゴザイマスレバ、憲法上ニ於テ卽チ憲法ノ二十三條ニ規定シテゴザイマス所ノ、日本臣民ハ法律ニ據ルニアラズシテ處罰ヲ受ケルト云フコトガナイト云フ、憲法上ノ保障ノ上カラ、甚ダ私ハ矛盾シテ居ル規定デアルト申サナケレバナラスト思フ、刑罰ノ一種トシテ剝奪公權停止公權ト云フセノガ、十二條ノ第四ニ規定シテゴザイマシテ、而シテ第五項ニ於キマシテ所謂附加ノ刑罰ヲ受ケナイ場合ニ於キマシテハ、憲法ノ保障アル所ノ卽チ處罰ヲ受ケメト云フコトニ抵觸シタ事實ノ上ニ於テハ、卽チ公權ヲ剝奪セラレ、公權ヲ停止セラル、ト云フ結果ヲ見マスノハ、甚ダ私ハ憲法ノ保障ノ上カラ見テモ、不當ノ第五項デアルト申サナケレバナラスト私ハ斷言スル譯デゴザイマス、モウ一ツ御對照ヲ願ヒマスノハ、第十二條ノ第三項ニ「身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサルモノ及家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨ^{ミズカ}」ト書イテゴザイマス、此方ハ確定シナイ中ハ選舉權ヲ持^フコトモ出來ルシ、被選舉權モ持^フテ居ラル、規定ニナシ^フ居ル、然ルニ第五項ノ方ハ刑ノ宣告ヲ受ケマンテ確定シナ^ヒト云フコト、選舉權及被選舉權ヲ奪フト云フコトハ、恰モ第三項ノ家資分^ハ破産ノ宣告ヲ受ケマシテ、確定セザル以前ニ於テ奪フト云フノト同ジ釣合ヲモ^ハテ居ルノデ、第三項ニ於テ確定ヲ待ツノデアルナラバ、第五項ニ於テモ當然確定ヲ待ツト云フノハ、私ハ當然デアルト思ヒマス、此第三項第五項ト對照ニナレバ、甚ダ其平衡ヲ失^フテ居ルト云フコトハ、私ハ事理明瞭デアルト信ジマス、ソレカラモウ一ツ申シマスルコトハ、犯罪ノ種類ト云フコトヲ御記憶ヲ頼ヒタ、若シ是ガ詐欺竊盜ノ如キ背徳分子ノ多イ、是ハ犯罪ノ種類デゴザイマシタナラバ、斯ル犯罪ノ被告事件が起リマシタナガ無罪ニナルカ、有罪ニナルカ分カラヌト云フ場合ニ於テ選舉權ヲ奪ヒ被選舉權ヲ奪フト云フコトハ、實ニ私ハ慘酷ト申サネバナラスト思フノデゴザイマス、而シテ斯ノ如キ理由デゴザイマスルカラ、反對ノ説カラ申シマスルト云フト、實際ニ於テハ甚ダソレハ困ル、長ク獄中ニ居ルト云フヤウナコトガアレバ、困ルト云フヤウナ心配ヲセラレル方モゴザイマスルケレドモ、是ハ假令刑ノ宣告ヲ一度受ケマセヌデモ、永ク此豫審中ニアルト云フヤウナ場合ニ於キマシテハ、到底免レヌ所ノ弊デアルト私ハ思ヒマスルシ、斯様ナコトハ極テ稀少ナルコトデアルカラシテ、サマデ私ハ憂フルニ足ラヌト思ヒマスルシ、當時ニ若シモ此選舉ノ真最中ニ斯ル被告事件ガ起リマシタ場合ニ於テハ、實際ノ上ニ於キマシテハ、選舉民ガ選舉スルト云フコトハナイト云フ上カラ致シマシテ、實際ニ於テ心配ヲスル、卽チ念頭ニ掛ケルト云フコトノ私ハ必要ヲ見ナイデアラウト思フノデゴザイマス、ソレカラモウ一ツハ、此コトハ品行

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス——原案ニ附イテ御異議アリマスマイ
起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其の通決シマス――次ハ第十二條ヲ議題ニ供シマス

〔山田武君演壇ニ登ル〕

○山田武君(二百九十一番) 本員ハ第十二條ノ第五項ヲ削ルト云フ意見ヲ申
述べルノデゴザイマス、此案ヲ削リマス第一ノ理由ハ、此第五項ハ極テ條理
ニ背反シテ居ルト云フコトヲ申サウト思フノデゴザイマス、此第五項ト云フ
モノハ、禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルトキハ、其裁判ガ確定致シマセヌト
キニ於テ、選舉權被選舉權ヲ奪フノデアル、是ハ第五項ニアリマス、普通ノ
條理トシテ、刑ノ宣告ヲ受ケマシテモ、未だ確定セザル以前ニ於キマシテハ、

ガ正シケレバ、左様ナ禍ニ罹ル心配ハナイト云フ御考ノ上カラシテ、反対セラル、方ガアルカハ知レマセヌケレドモ、是ハ大イニ私ハ誤デアラウト思ハシル、恰モ流行病ガ身體ヲ侵シ、身體ヲ襲フト一般デアシテ、一朝選舉干渉ノ風ナドガ吹イテ參リマシタトキニハ、今日ハ人ノ身ノ上デモ、明日ハ自身ノ頭ノ上ニ禍ガ罹ッテ來ナイト云フコトハ、私ハ保證ノ出來ヌコトデアルト信ジマスルカラ、之ヲ要スルニ條理ノ上カラ見テ參リマシテモ、實際ノ弊害ノ上カラ見テ參リマシテモ、此第五項ト云フモノハ削ラナケレバナラヌ、削ルノア以テ相當トスル理由ヲ述ベテ、諸君ノ御賛成ヲ得タイト思ヒマス

(「賛成々々ト呼フ者アリ」)

(「關直彦君」是ハ黨派問題デハナシ、人權問題デスカラ、賛成ヲ致シマス」ト呼フ)

(「賛成々々ト呼フ者アリ」)

(「關直彦君」是ハ黨派問題デハナシ、人權問題デスカラ、賛成ヲ致シマス」ト呼フ)

○鳩山和夫君(二百七十七番) 山田君ノ修正案ハ至極尤ト思ヒマスカラ、賛成ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 山田武君ハ十二條ノ第五項ヲ削除スルト云フ修正説デ、削除論デアリマス、就イテハ第十二條ノ第四項マテハ原案ニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、是ハ削除セラレタモノト認メマス、次ハ第十三條カラ第十六條マテヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第五項ハ山田武君ノ削除説ガアリマスカラ、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、是ハ削除セラレタモノト認メマス、次ハ第十三條カラ第十六條マテヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第十七條カラ二十八條マテ原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第二十九條カラ二十八條マテ原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第二十九條カラ二十八條マテ原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第二十九條カラ二十八條マテ原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

(「賛成々々」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガナイト認メマス

(「賛成ハアリマス」と呼フ者アリ)

三十九條カラ四十五條マデハ原案通ニ決シマシテ、四十六條ニハ修正説ガアリマスカラ、之ニ附イテ採決ヲ致シマス、此及以下ヲ削除スルト云フノデスカ

○高木正年君(百四十四番) 投票所ニ入ルコトハ出來ナイトアツテ、左ノモノハ入ルコトヲ得ト云フ中ニ警察官ト云フノガアル、是ハ四十六條ハナクトモ差支ナイ、ソレ故其ノ「警察官吏」ト云フダケヲ除クノデアリマス

(「賛成々々」と聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 「及警察官吏」ノ五字ヲ削ルノデスカ

○○高木正年君(百四十四番) サウデス

○議長(片岡健吉君) 此五字ヲ削除スルト云フニ附イテ決フ採リマス、高木君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイ

カ 起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、原案通ニ決シマス、第四十九條ヲ議題

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、四十七條カラ四十八條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第五十條ニ供シマス、是モ自然ノ結果デアリマスマイカ

(「修正通異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第五十一條五十二條、是モ自然ノ結果デアリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十三條カラ五十五條マデ、原案通御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十六條ヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十七條カラ五十九條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十九條カラ六十一條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十九條カラ六十二條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十九條カラ六十三條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、五十九條カラ六十五條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

異議アリマセヌカ
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第五十七條カラ六十七條マデヲ議題ニ供シマス

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、六十九條カラ七十二條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第七十四條、是ハ委員會修正通御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會修正通決シマス、第九章カラ七八八條マデヲ議題ニ供シマス、原案ニ御異議ゴザイマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第七十九條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、委員會修正通御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第八十條第八十一條、是ハ原案ニ御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第八十二條ヲ議題ニ供シマス

(「星野甚左衛門君演壇ニ登ル」)

○星野甚左衛門君(百五番) 本員ノ修正ハ極ク簡単デ、殆ド登壇スル必要ハナイガ、即チ八十二條ノ但書ヲ削除スル修正デ「但シ其ノ收受者又ハ受諾者ニシテ選舉當日後二十日以内ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免ス」トアツテ、表面カラ見マスレバ、自首ヲ獎勵スル法ニナツテ、立派ナ法文ニアリマスガ、元來選舉法ヲ改正スル骨子、本體ハ選舉ノ弊害ヲ防グガ、第一ノ目的デアラウト思ヒマス、所ガ此但書ガアルタメニ、折角選舉法ノ改正法案ガ、之ガタメニ大イニ其目的ヲ失スルト云フコトヲ免レヌ、即チ前ノ緊急勅令ニモ此簡詔ガアッタ所ガ、但書ノ條項ノアルタメニ、却テ違反ヲ増スト云フ結果ニナル、即チオル者ガ自分ガ繩シ金ヲ取り、或ハ全錢物品ヲ受ケテモ、マサカノトキニ自首サヘスレバ、無罪ト云フコトデ、中ニハ往々但書ノ精神ヲ誤フテタメニ違反ヲ起ス考ヲ持テ來ル者ガ澤山出來テ參ル、第二ニハ此條項ノタメニ反對同ジコトデアリマスガ、疑が生ジマスカラ、選舉スベキト云フヨリカ、投票スベキト云フ方ガ適當ト考ヘマス、ソレハ誤トシテ委員會ノ修正通テ私ハ異議ハアリマセヌ

○議長(片岡健吉君) ソレハ皆サンニ報告シテアリマスガ、委員會ノ修正通

フルカラ、自首シテ吳レ、斯様々々ノ利益ヲ與フルカラ、自首シテ吳レト云

フコトデ、第二ノ收賄ト云フモノガ行レル、是等ノコトハ前期ノ選舉場ノ實

際ニ徵シテ澤山アツタコトデアリマス、却テ選舉當日ヨリ選舉後ノ選舉場裡

ノ—選舉區内ノ紛亂ヲ來スト云フ事柄ハ、但書ノ結果ニ外ナラナイノデア

リマス、アゴザイマスカラ本員ハ但書ヲ削ッテ、選舉法改正案ノ精神ヲ貫ク

タメニ、斯ノ如キ但書ハ是非削ラナケレバナラヌト云フ論デアリマス、斯ク

論ジ來リマシタナラバ、但書ヲ削ラテ減等ニシタラ宜イト云フ論ガ出ルカ知

レマセヌガ、抑々選舉違反ハ、上流ノ人ニアルノデ、普通ノ刑事ハ下等社會

ニ多イガ、是ハ選舉權ヲ持ッタ者ハ、上等社會ノ人物デ、斯ノ如キ破廉耻ノ

罪ヲ犯ス者デアルカラ、是等ノ者ハ減等ヲスルノ理由ガナイト思ヒマス

テ私ハ徹頭徹尾但書ヲ削ルコト、致シタイト思ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカラ、星野甚右衛門君ノ八十二

條中ノ但書以下ヲ削除スルト云フ修正說ニ附イテ採決致シマス、星野甚右衛

門君ノ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔多數ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、但書以下ヲ削除スルコトニ致シマス、

他ハ原案ノ通御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、他ハ原案ノ通決シマス、第八十三

條ヨリ九十三條マテヲ議題ニ供シマス

○安川繁成君(百三十一番) 決算委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ……

○議長(片岡健吉君) チヨット是ヲ採決致シテ置キマス、原案ニ附イテ御異

議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス、チヨット此際

ニ述ベルコトガアリマス昨日指名ヲ致シマシタ印紙稅法案ノ兩院ノ協議會委

員諸君ハ、本日散會後ニ第二特別委員會ニ於テ議長副議長ヲ互選セラレテ、議

長マテ御通知アランコトヲ望ミマス——次ニ九十四條ヲ議題ニ供シマス、是

ニハ委員會ノ修正說ガアリマスマイカ

○望月長夫君(十九番) 此修正ノ末項デゴザイマス「第八十二條ニ依リ云々

ト云フコトハ、今ノ星野君ノ修正說ノ成立ヲタ結果、是ダケハ取ラネバイケ

ヌト思ヒマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 是ハ前ノ結果ニ依テ、今ノ望月君ノ發議通御異議

ハアリマスマイカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通決シマス、九十五條カラ九十

六條マテハ原案ニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、第十二章第九十

七條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、之ヲ議題ニ供シマス、委員會ノ修正ニ御

異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、九十八

條ヨリ百四條マテヲ議題ニ供シマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正通デ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第一百五

條ニハ委員會ノ修正ガアリマス、是ハ即チ今ノ決議ノ結果ニ依テ、第一百六

條ニナリマス、本條ハ委員會ノ修正通デ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 第百六條ハ委員會ニ削除ニナツテ居リマスガ、是ハ自

然ノ結果削除ニナリマシタカラ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 別表ハ既ニ先ニ決議ニナツテ居リマス、是ハ御異議ハ

ナイコト、認メマス

○大岡育造君(四十五番) 別表ハ決シテ先ニ決議ニナツテ居ラヌデス、サウ

云フコトハ宜シクナイ話デアル

○星亨君(二百三十四番) 別表ハ斯ウ云フヤウニナツテ居ルト考ヘルノデア

リマス、郡市ハ十万デ一人ト云フコトニナリマスカラ、ソレハ議長ニ於テ……

願ヘバ宜イノデアル、其外ノ島等ハ、何レ又御議論ノアルコト、私ハ考ヘテ

居ルノデアル、サウ云フコトニナルノデス

○大岡育造君(四十五番) 是ハ別ニ御議ニナル方ガ適當ダラウト思ヒマス

○星亨君(二百三十四番) ドウカスウ云フヤウニ決ヲ採ラレンコトヲ希望致

スノデアル、委員會ノ說ハ即チ十万デ出來テ居リマスカラ、矢張ソレデ宜

ト考ヘマスガ、島等ニ異論ガゴザリマスナラバ、ワレハ一々決ヲ採ラレンコ

トヲ希望致スノデアル

○議長(片岡健吉君) ワレデハ斯ウ致シマセウ、此別表ニ附イテ修正說ノア

ル所ダケヲ議題ニ供シテ、決スルコトニ致シマセウ

○高木正年君(百四十四番) 簡短デスケレドモ、ソコヘ參リマス

〔高木正年君演壇ニ登ル〕

○高木正年君(百四十四番) 私ノハ極簡短ニ申シマスガ、今度別表ノ中ノ新

潟縣ノ佐渡及既ニ壹岐マテモ別ニナルコトニナリマント、然ルニ最モ此間ニ

權衡ヲ失シテ居ルノハ、熊本縣ノ天草郡、成ル程近イ所ハ隨分三時間位デ、汽

船ノ往復ハ出來マスガ、本島ハ既ニ六八時間モ航海ニ掛ルト云フ遠イ所デ、新瀉

縣ノ佐渡モ矢張遠クハアツテモ、時間ノ上デハ、却テ天草ノ方ガ遠イ位ニ實

際相成テ居ル、殊ニ事情ノ上ニ附イテモ、全ク別ニ致スト云フコトガ、他ヲ

独立サシタ以上ハ、其資格ノ上カラモ、又選舉區ヲ別ニスルト云フ性質ノ上カ

ラデモ、是非是ハ別ニセネバナラヌノデゴザリマス、今一ツハ私ハ三ツ申シ

マスカラ、悉ク御賛成ニナルナラヌハ、諸君ノ御考次第デスマガ、極簡短ニ申シマス、今一ツハ今度新ニ琉球ニ選舉區ヲ置カレマシタ、是ハ最モ自分ガ熱心ニ委員會デ主張致シマシタガ、不幸ニモ自分ノ發議ノ中ノ琉球本島ノ二人ト云フコトハ宜イ、併シ一番琉球ノ中ニ政治ノ中心ニ遠クシテ、政治ノ弊害ガ種々アルタメニ琉球人ガ日本帝國ト云フモノ、上ニ附イテ多少ノ疑問ヲ懷ク所ノ人種ノ多イ、即チ此政府ノ或部分ノ壓力ノ最モ強イ八重山島及宮古ニ選舉ヲ與ヘナイト云フコトハ、事實ノ上ニ於テ政治改良ノ却テ端緒ヲ一方ニ失シテ居ルト云フコトデゴザイマス、琉球本島ハ既ニ電信モ出來テ居シテ、是モ隨分種々ナ弊害ガ起リマシタガ、將來モ尙ホ其通デゴザイマスガ、是マデ最モ政治ノ壓力ノ強カタ、即チ八重山島宮古、先年石垣島ノ事件過日モ質問ヲ致シマシタガ、時ノ内務次官等ガ石垣島ノ土人ノ地所ヲ——村ノ共有ニナルベキ地所ヲ取上げテ、砂糖ノ耕作ニシタト云フコトガ既ニアツタノデゴザイマス、是等ノコトハ今日モ尙ホ多々アルタメニ、所謂王化ニ服サムト云フノデハゴザイマセヌガ、政治ノ改良ガ最モ居カナイ即チ宮古八重山島、孰モ人口ノ上デ隠岐或ハ壹岐等ヨリハ餘程多イ、人口ヲ持テ居ルノデス、此等ノ島ミカラ各一人宛、熊本縣ノ天草ハ人口ノ上ニ十九萬餘ノ人ニナツテ居リマスカラ、即チ天草郡ハ二人、今一ツ矢張八重山島宮古ニ選舉權ヲ與ヘスト同シ意味デ、東京府下伊豆七島ト云フモノハ、是マテ投票ガ荏原郡即チ十二區ニアルガタメニ投票ヲスルコトガ出來ナイノデアリマス、其距離ガ丁度百二十哩モアルガタメニ、或ハ近イ所ハ六十哩、或ハ八十哩ト云フ所ノガアリマスガ、一回モ投票スルコトガ出來ナイ、投票ヲスルニハ、金ヲ貰フテ來ルカ、凡ソ一人トシテ百圓以上ノ金ヲ使ハナケレバナラヌト云フガタメニ、從ツテ選舉權ヲ行フコトガ出來ナイト云フノデ、其島ハ即チ一万五千以上ノ人數ヲ持テ、即チ壹岐島ト丁度同じ比例デアリマスカラ、此二箇所ニ各々選舉權ヲ與ヘルト云フコトハ、最モ政治改良ノ上ニ於テ、今日爲スベキコトデアラウト思フ、一體小笠原島モ加ヘル筈デゴザイマスガ、地租モナシ、所得稅モナレント云フコトデ已ムヲ得ズ、今日是ハ除イテ居ルノデアリマス

(「採決々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアレバ、採決致シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○松岡長康君(百九十一番) 唯今ノ天草郡ノコトニ附イテ高木君ガ此處ニ御論ガゴザイマシタガ、高木君ニシテモワレ等ノコトハ御取調デアリマセウケレドモ、私ハ熊本ノ選出ノ一人ニアレバ、現在ノロトヲ知テ居ルニ附イテ、甚ダ不當ナルコト、認メテ居リマスカラ、一言申シテ置カネバナラヌ、實ニ此天草郡ト云フモノハ、僅ノ距離シカナイ所デ、呼ベバ必ズ應ヘルト云フヤウナコトデ、即チ或ハ五島トカ云フヤウナ、遠隔ナル所ノ人情ヲ異ニシテ居ルト云フヤウナコトハ、毫モナイ所デ、呼ベバ必ズ應ヘルト云ウヤウナ、最モ接近シテ居ル所デゴザイマス、之ヲシテ一ノ區域ヲ別ニスルト云フコトナラ、マダ此外ニモ多々アルコトデアラウト思フ、此等ノモノヲ一區域トスルコトハ、私ハ出來ナイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 高木君ノ修正ニハ、制規ノ賛成ガアリマスカ

(「無シキヤ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 制規ノ賛成ガナイト認メマス、外ニ修正説ガアリマセネバ、委員會ノ修正ニ附イテ尙ホ念ノタメニ採決ヲ致シマス、別表ハ委員會ノ修正ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 漸クニ讀會ガ濟ミマシタガ、ドウカニ讀會ヲ直チニ開カレンコトヲ望ミマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセネバ、直チニニ讀會ヲ開クコトニ致レマス

○議長(片岡健吉君) 「賛成々々」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 衆議院議員選舉法改正律法案 第三讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 二讀會修正決議シタ通デ、三讀會確定セラレントヲ望ミマス、而シテ字句其他ニ於テ誤謬等ハ、是ハ宜シク議長ニ一任シテ願フ、斯ウ云フ都合デ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 「賛成々々」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 今ノ恆松君ノ述ベラレマシタ通、本案確定ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ、サウシテ其他ノ字句ノ修正等ハ、議長ニ御任セ下サイマスカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 其通決シマス

○杉田定一君(二百九十九番) 是ヨリ國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開マキスカラ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今委員長カラ國有林野法案外三件ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○寺田彦太郎君(六十三番) 信用組合ノ建議案特別委員會ヲ開キマスカラ、是ヨリ限席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 寺田彦太郎君ヨリ信用組合法建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス

○安川繁成君(百三十一番) 決算委員會ヲ開クタメニ退席ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 安川繁成君ヨリ決算委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハゴザイマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 小倉信近君カラ豫算委員會ノ分科會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス——議事日程
第八、人力車發明人二年金給與ノ建議案委員長報告、關信之介君

第八 人力車發明人二年金給與ノ建議案(關信之介君外一名提出)

(關信之介君演壇ニ登ル)

○關信之介君(六番) 本建議案ニ附キマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、其御報告ヲ致シマスル前ニ、印刷ノ誤ガゴザイマスカラ、其コトヲ申シテ置キマス、ソレハ人力車發明人ニ一時賜金ニ關スル建議ト云フコトニ、委員會ニ於テ改メマシタ、然ルヲ印刷ノ誤デ、元ノ如クニナツテ居リマスカラ、此段御報告致シマス、ソレデ此委員會ハ本月十七日ニ委員長及理事ノ互選會ヲ開キマシテ、委員長ニハ大三輪長兵衛君、理事ニハ富永隼太君が當選ニ相成リマシタ、ソレカラ同ジク十九日ニ委員會ヲ開キマシテ、委員會ニ於テハ第一ニ人力車ノ發明人ト云フ者ハ、此建議者ノ言フ如ク、四人ニ限ラタ者アルカ、マダ他ニアルカト云フコトヲ審査シヤウト云フコトカラ致シマシテ、此提出者ガ齎ランテ來マシタ所ノ各證據物及提出者ノ説明等モ聞キマシタ——聞キマシタ所ガ、此人力車ノ發明人ハ、此四人ニ止マルト云フコトガ分明致シマシタノテゴザイマス、ソレヨリ進ミマシテ、此人力車發明人ガ他ニ請願等ヲ致シマシタコトガアルカ、又此コトニ附イテハ如何ナルコトガ、此議院ニ現レテ居ルカト云フコトヲ取調ブルガタメニ、書記ヲシテ貴衆兩院ノ請願委員會ニ在ル所ノ請願書ヲ取寄セテ、之ヲ審査致シタ所ガ、全ク此建議案ニアル氏名ノ外ナイト云フコトニ極マリマシタ故ニ、既ニ此發明人ト云フ者ガ、四人ニ極タ以上ニハ、是ニハ年金ヲ給與スルカ、一時賜金ヲ給與スルカト云フ所ノ問題ニ附イテ、又審議ヲ致シマシテ、一時賜金ヲ與フルヲ以テ可トスルト云フコトニナリマシタガ、故ニ此コトハ滿場一致ヲ以テ此建議ヲ採用スルコトニナクタ次第ゴザイマス、其結果ト致シマシテ、此建議案ノ明文中十行目ノ和泉助外三名ニ對シノ下一年金若ハノ四字ヲ削除スルコトニナリマシタカラ、ドウカ本院ニ於テモ滿場一致ヲ以テ御協賛ニナランコトヲ希望致シマス

○安藤龜太郎君(百四十七番) 發明者ハ他ニモアルヤウニ思ヒマスガ、此發明者ハ確デアルト云フノデアリマスカ

○關信之助君(六番) 外ニ發明者ハゴザイマセヌ

○三田村甚三郎君(五十三番) 反對ノ意見デスガ、述ベテ宣シウゴザイマスカ

○議長(片岡健吉君) 宜シウゴザイマス

○三田村甚三郎君(五十三番) 私ハ此案ニ附イテハ、反對デアリマス、元此案ノ性質タルヤ、惡ルイコトデハゴザイマセヌガ、斯ルコトヲ堂々ト此本院ニ於テ決議シテ一時賜金ヲ遣ルト云フ程ノコトハナイト考ヘル、且ツ提出者ハ之ニ向クテ發明人ハ外ニハナイト云フコトデアルケレドモ、私共ノ確ニ聞イテ居ル所ニ據レバ、名古屋若クハ大阪ニ於テ、現ニ發明人デアルト云フコトヲ云ウテ居ル者ガアルノデアル、斯様ナル簡單ナルモノデアル故ニ、アチラコチラニ於テソレニ似寄タ發明ヲシタモノガアルノデゴザイマスカラ、アスクリ提出者ガ御舉ゲニタ外ニ發明人ガナイト云フコトハ、私共ハ信ズル

(委員長報告)

コトガ出來ナイノデアル、且此人力車ト云フモノハ、社會ノ必要物デアルト之ヲ遣ルコトガ出來レバ、非常ニ澤山出テ來テ、殆ド底止スル所ヲ知ラヌ思フ、故ニサウ云フコトハ、本院ノ決議ヲ以テスルヨリモ、當該行政廳ニ於テ其人間ノ功勞ヲ社會ニ表彰シ得ルダケノコトヲシテヤレバ宜シイノデアルカラ、是ハ將來ノ先例ヲ開クコトニナルカラ、其趣意ハ至極贊成デアルケレドモ、本院ニ於テ決議シテ年金ヲ遣ルコトハ、反對デアリマス

○大三輪長兵衛君(百四十八番) 私ハ明治二年ノ十一月ニ人力車ノ始テ出來ルノヲ見タ、三年ノ十月ニ再び出來テ、餘程改良セラレタノヲ見マシタ、私ハ本年七十一歳デ、マダ達者ニ活キテ居ル、發明者ハ此外ニハナイ、名古屋ニモ大阪ニモ塙ニモアリマセヌ、是ダケハ私が保證シマス、委員長トシテモ、ワックリ調べテ居ル

(「採決々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス

○鈴木萬次郎君(百六十七番) チヨット私ハ一言致シタイ

(「採決々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 賛成ノ御方ガアリマスカラ、採決致シマス、此採決ハ今三田村君ノ反對説ガアッテ、即チ否決論デアリマスカラ、是ハ委員會ノ報告、即チ委員會ノ修正説ニ附イテ先キニ採決致シマス

(起立者 少數)

(「反對ヲ先キニ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 反對ハ則チ否決論デアリマスカラ、委員會ノ修正説ニ

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ否決セラレタモノト認メマス、附イテ採決致シマス、委員會ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(起立者 少數)

(「原案トハ何デス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ議長が採決ヲ誤リマシタカラ、今議事日程ノ第九ニ移ルト言ヒマシタガ、後トヘ戻リマシテ原案ニ附イテ採決致シマス——此議事日程ノ第八ハ原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

(起立者 少數)

(「原案トハ何デス」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 建議案デス——少數ト認メマス、議事日程ノ第九、日本興業銀行法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第九 日本興業銀行法案

第九 日本興業銀行法案(松田正久君外十二名提出) 第一讀會

日本興業銀行法案

日本興業銀行法

第一條 日本興業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第二條 日本興業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ
政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ増加スルコトヲ得

第三條 日本興業銀行ノ資本金ハ國債證券ヲ以テ其ノ拂込ニ充ツルコトヲ
得

第四條 日本興業銀行ノ各株式ノ金額ハ百圓トス

第五條 日本興業銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ株式總會ノ決議ニ依
リ政府ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長スルコトヲ得

第六條 特ニ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ商法ノ規程ニ依ル

第二章 重役

第七條 日本興業銀行ニ總裁一人理事四人以上監査役二人以上ヲ置ク

第八條 總裁ハ日本興業銀行ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業銀行ノ業務ヲ分掌ス

第九條 總裁ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五
箇年トス
監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五
箇年トス
理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ
選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス

第十條 總裁及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ從事
監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其
ノ任期ヲ一箇年トス
スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三章 營業

第十一條 日本興業銀行ハ左ノ事務ヲ營ムモノトス
第一 國債證券、地方債證券、社債券及株券ヲ質トスル六箇月以上ノ定
期償還貸付又ハ年賦償還貸付

第二 國債、地方債及社債ノ應募又ハ引受

第十二條 日本興業銀行ハ定期預リ金及保護預リヲ爲スコトヲ得

第十三條 日本興業銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券、地方債證券
及社債券ノ買入ヲ爲スコトヲ得

第十四條 日本興業銀行ニ於テ前條ノ貸付、應募又ハ引受及買入ヲ爲サム
トスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 日本興業銀行ニ於テ擔保トスル國債證券、地方債證券、社債券
及株券ノ最高價格ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘン之ヲ變更セムトスルトキ
亦同シ但シ如何ナル場合ニ於テモ時價十分ノ八ヲ超過スルコトヲ得ス

第十六條 日本興業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

第四章 債券

第十七條 日本興業銀行ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限リ興業債券ヲ發行スルコ
トヲ得

第十八條 興業債券ハ無記名ニレテ券面金額ヲ二十圓以上二百圓以下トシ
利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

第十九條 日本興業銀行ニ於テ興業債券ヲ發行セムトスルトキハ主務大臣
ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 日本興業銀行カ興業債券ヲ外國ニ發行スル場合ニ限り内外市場

ノ状況ニ依リ政府其ノ必要ヲ認ムルトキハ興業債券ノ元金及利子ニ對シ
支拂ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 日本興業銀行ハ前條ノ保證ニ依リ得タル資金ヲ以テ引受又ハ
應募シタル國債證券、地方債證券若ハ社債券及貸付ノ擔保トシテ得タル
ニ依リ預リタル有價證券ヨリ生スル利益ヲ差押ヘ直ニ支拂ニ充テ若不足
アルトキハ日本興業銀行ノ資產ニ付優先權ヲ有ス

前項優先權ノ順位ハ公課ノ次トス

第二十三條 日本興業銀行債券ノ利子ハ毎年二回以上之ヲ支拂ヒ其ノ元金
ハ發行ノ年ヨリ三十箇年以内ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第二十四條 日本興業銀行ニ於テ興業債券ヲ償還スル場合ニハ抽籤ヲ以テ
割増金ヲ附スルコトヲ得但シ其ノ方法及金額ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 日本興業銀行ハ興業債券借換ノ爲低利興業債券ヲ發行スルコ
トヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ發行後四箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行券
面金額ニ相當スル舊興業債券ヲ償還スヘシ

第二十六條 日本興業銀行ノ發行スル興業債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シ
タルモノハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二
十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

第二十七條 日本興業銀行ハ每營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ
利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百
分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督

第二十八條 大藏大臣ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監督ス

第二十九條 日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ變更セムトスルトキハ大藏大臣ノ
認可ヲ受クヘシ

第三十條 日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ
大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ若大藏大臣ニ於テ支店又ハ代理店ヲ必要ナリ
トスルトキハ日本興業銀行ニ命シ之ヲ設置セシムルコトヲ得

第三十一條 日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ設置セムトスルトキハ
當金ノ分配ヲ爲スコトヲ得ス

第三十二條 大藏大臣ハ日本興業銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ
若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スルコトヲ得

第三十三條 日本興業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般
ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第三十四條 大藏大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ置キ日本興業銀行ノ業
務ヲ監視セシム

第三十五條 日本興業銀行監理官ハ何時ニテセ日本興業銀行ノ金庫、券書
庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述
スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第七章 罰則

第三十六條 日本興業銀行ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁及關係理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

第一十一條ノ規程ニ反シ營業ヲ爲シタルトキ
第二十二條ノ規程ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

第二十三條及第二十五條ノ規程ニ反シ興業債券ヲ發行シタルトキ
第二十二條及第二十五條ノ規程ニ反シ興業債券ノ償還ヲ爲ササルト

第二十一條ノ規程ニ反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ
第二十二條ノ規程ニ反シ興業債券ヲ發行シタルトキ
第二十三條及第二十五條ノ規程ニ反シ興業債券ノ償還ヲ爲ササルト

六 本法ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルト
十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第三十七條 日本興業銀行ノ總裁及理事第十條ノ規程ヲ犯シタルトキハ二
十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第三十八條 政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行設立ニ至ルマテ一切ノ事務ヲ處理セシム

第三十九條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス
第四十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込書ヲ政府ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ一定ノ期限ヲ定メ各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サンムルコトヲ要ス

第四十一條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ

栗原亮「君演壇ニ登ル」
(「簡短ニ願ヒマス」と呼フ者アリ)

○栗原亮一君(八十七番) 極要領ダケヲ簡短ニヤリマス、日本興業銀行法案ノ提出ノ理由ヲコヽニ述ベマスル、是ハ世ニ謂フ所ノ動産銀行ナルモノト、異名同物デアリマシテ政府ヨリモ、之ヲ提出スルト云フノテアリマシタ、テ吾々モ提出ヲ見合セテ居タルアリマスガ、未だ提出ニ至ラヌデアリマスカラシテ、又此問題ハ黨派問題ニアラズシテ、社會經濟ノ問題デアリマスカラシテ、各派同志ノ諸君、聯合ノ提出ニナラテ、此法案ガ顯レマシタノデアリマス、私ハ提出者ノ一人テアリマスカラシテ、極大體ダケヲ茲ニ説明ヲシテ吾々モ十分ナラヌデアリマスカラ、此工業ヲ發達セシムルタメニ特別ナル金融機關ガナクテナラスト云フノガ、此趣意デアリマスル、而シテ又追ニ此社會ノ進歩ニ從ヒマシテ、總テ事物ハ分業ヲ要スルモノデアリマスガ、今日ノ所ニ於キマシテ、銀行制度ハ尙ホ不完全ニ致シテ、此分業モ十分ナラヌデアリマス、先づ是マデ日本銀行ナルモノガアリマシテ、是ガ商業機關トシテ立ツテ居リマスルガ、併シ彼ノ見返品ト稱ヘマシテ、尙本動産ヲ抵當ニ致シマシテ、其作用ヲ爲シテ居リマス、又彼ノ勸業銀行ガ出來マシテカラハ、是ハ農業専門ノ銀行デアリマシテ、不動産ヲ抵當ト致シテヤ、テ居ルデアリマスガ、併シマダ此工業専門ノ銀行ガナイガタメニ、曾テ工業社会ニ恐慌ヲ起シタ時分ニモ、勸業銀行ガ不動産抵當ノ専門銀行デアリナガラ、其機關ガ不備ナルガタメニ或ハ紡績其他ノ工業ニ向ツテ勸業銀行ガ貸出

ヲ致シテ、此動産銀行ノ創キヲ補フタヤウナコトデアリマシタケレドモ、是デハ甚ダ不完全デアリマスカラシテ、ドウシテモ此工業發達ノタメニ専門ノ銀行ト云フモノガナクテハナラナイ、即チ今日マデ此一般ノ銀行ト云フモノハ、株券ノ賣買又動産抵當ノ貸出等ヲシテ居リマスケレドモガ、是テハ商業機關ノ創キト云フモノヲ全クスルコトガ出來ズ致シマシテ、詰リ此商業トソレカラ農業ト工業ト、此三種ノ中央ノ大銀行ト云フモノガ立テ、即チ之ガ鼎立ヲ致シテ、而シテ始テ此用ヲ全クスルコトガ出來ルノデアリマス、又此三大銀行ト云フモノガ、各専門ニ致シテ、中央ニ獨立シテ居リマスナラバ、恐慌ノ來タ時分ニモ、或ハ農業ニ來タ所ノモノハ、勸業銀行ニ於テ之ヲ救ヒ、又工業ニ恐慌ガ來レバ、此日本興業銀行ノ如キ、又農業ノ不振ガアラバ、勸業銀行ノヤウナ専門ノモノガアラバ、之ヲ救フコトニナラタ時分ニハ、恐慌ガ起リマシテモ相助ケ相救フニ於テ、至極便利ナコトデアルト信ジマス、尙ホ銀行ニ附キマシテハ、是マデ外資輸入ト云フコトヲ屢々唱ヘマシタガ、是ハ必シモ外資ヲ輸入スルコトデハナインデアリマス、併シ又債券ヲ募集スルニ於キマシテ、之ヲ外國ニ募集スル方ガ、甚ダ便利デアルト云フ場合ニハ、之ハ外國ニ向フテ債券ヲ募集スルコトモアルノデス、即チ今日ニ於キマシテハ此外資輸入ノコトニ附キマシテハ、外資ト云ハズ、内資ト云ハズ、即チ世界共通ノ經濟デアルベキモノデアリマスカラシテ、其機關サヘ具備スルナラバ、從クテ世界共通ノ經濟ト云フモノガ開ケマシテ、又利ノヤスイ資本ヲ來ルモノデアルカラシテ、斯ウ云フ人爲ニシナクトモ、自然ニ外資ハ輸入シリマスケレドモ、今日ノ勢デハ如何ニセシ、未ダ内地ノ事情ト云フモノガ十分ニ海外ニ通ゼズ致シマシテ、此外資ヲ入レントスルニ當リマシテハ、何カ一ヶ中堅トナラテ其信用ノ中點トナルモノガナクテハ、之ヲ入レルノニ甚ダ不便ヲ感ズルノデアリマス、故ニ今日ノ此世界共通經濟ノ基ヲ立テル所ノ移リ變リニ於テハ、斯ノ如キモノハ甚ダ必要ヲ感ズルノデゴザイマス、或ハ改正條約ヲ實施シタル時分ニハ、外資ト云フモノハ、從クテ這入クテ來ルト云フ議論モアリマスケレドモガ、若シ此外資ト云フモノヲ何レニカ其中心トナリ關門トナルモノヲ作ラズシテ、唯放任シテ置キマシタ時分ニハ、其外資ハ外人ノ手ニ依クテ、自在ニ己ノ利益ナル所ノモノヲ撰シテ、サウシテ其内地ノ事業ヲ撰取りシテ、其手ニ占ムルト云フコトニアリマスガ、此中央機關ヲ作リマシテ、是ニ依クテ外資ヲ輸入スルナラバ、其作用ニ依クテ其事業ト云フモノハ、之ヲ興シテ元利ノ外ノ利益ト云フモノヲ或邦ノ人ニ於テ占ムルコトガ出來ルノデアリマス、固ヨリ是ヨリ内地難居ニナリマスレバ、況ク外人ノ資本モ入り、又其競爭ニナルベキモノハ、十分競爭ノ餘地ヲ存シテ置カネバナラヌデアリマスケレドモガ、今日我邦ノ工業ハ萎靡極ムテ居ル時分デアリマスカラシテ、此際我邦人ガ各自ニ其事業ニ附イテ資本ヲ入レルト云フヨリハ、中央機關ヲ作リ、是ニ依クテ其資本ヲ運轉使用スルナラバ、是ニ我邦工業ヲ発達セシムルニ利益アルコトヲ信ズルノデアリマス、今日ノ場合ニ於テ、其資本ハ海外ニモ多クアリマシテ、又我邦ニ入ラントレツ、アルモノアリマスガ、併ナガラコニ確實ナル或ハ個人ニ於キマシテ、曾社ニ

於キマシテ、其海外ニマデ十分信用アルモノニ依ッテ、擔保ナルベキモノガ多クアリマスル、宜シクアリマスケレドモ、如何セシ今日ノ場合ニ於キマシテハ、斯ノ如キ所ノ十分外人ノ信任ヲ置ク所ノ擔保ト云フモノハナノデアリマスカラシテ、今ヤ將ニ入ラントスル所ノ外資ト云フモノモ、甚ダ入ルコトガ難イノデアリマスル、詰リ世界ノ經濟社會ト云フモノハ、大海ノ如ク其資本ノ乏シキ所ニ來リ、餘リアル所ハ去ラテ、足ラサル所ニ行ク、斯ク循環シテ行クベキモノデアリマスケレドモガ、今日ノ所デハ此途ガ塞ガテ居リマシテ、宛モ溜池ノ如キモノデアリマシテ、其利益ノ多少、利子ノ高低等ガ一般ニ行レテ往カヌノデアリマス、即チ此機關が出來タ時分ニハ、世界共通經濟ノ途ト云フモノガ、大イニ擴ガルト云フコトヲ信ズルノデアリマス、或ハ此土地所有權鑛業權其他鐵道等ノ如キモ、隨分是マデ實業社會ニハ困難ヲ感ジマシテ、サウシテ直接ニソレ等ノ會社が資本ヲ入レルコトハ計畫シマンタケレドモガ、斯ノ如キ所ノ薄弱ナルモノヲ以テハ、甚ダ信用モ薄ク致シ、又借ラントシテモ、其利子ト云フモノガ甚ダ高クナッテ、今日マテ此コトヲ得行ハズシテ、苦シニ居ル者モ數多アルノデアリマス、且ツ又土地所有權鑛業權其他鐵道等ノモノヲ直接ニ抵當ニシテ、借ルト云フコトヨリモ、此致シ、又借ラントシテモ、其利子ト云フモノガ甚ダ高クナッテ、今日マテ此無形ノ抵當ヲ以テ之ヲ入レルナラバ、甚ダ利益ナルコトヲ信ズルノデアリマス、此外資ト云フモノヲ自身ニ入レル時分ニハ、即チ其元利ト云フモノハ、外國ニ拂フダケノコトデアリマスケレドモガ、事業ノ利益ト云フモノ即チ是ハ内地人ノ手ニ多ク得ルコトガ出來ルノデアリマス、ソレカラ又此銀行ヲ與シマシタル時分ニハ、今日隨分資本ノ乏シイト云フノニ、尙ホ斯ノ如キ所ノ大銀行ヲ起シテ、是ニ資本ヲ注イタル時分ニハ、内地ニ運轉シテ居ル所ノ資本ト云フモノガ、皆一時此所ニ集シテ、經濟社會逼迫ト云フコトヲ起スデアラウ、斯ウ云フ議論モアリマスケレドモガ、併シ此銀行ハ公債證書ヲ以テ拂込ニ致シテ、之ヲ資本ニ充テルト云フ計畫デアリマシテカラニ、現金ヲ直チニ之ニ吸收スルノデハナインデアリマス、又今日ハ公債ヲ將來モ隨分多ク起サネバナラヌデアリマスルシ、此公債ヲ利用スル所ノ此銀行ガ出來マシタル時分ニハ、公債ノ價格ヲ維持スル所ノ便利ト云フモノモ多クアルト云フコトヲ信ズルノデアリマス、是ハ政府ニ於キマシテ擔保ヲスル時分ニ、例ヘバ五朱ノ利益ニ満タヌ時分ニハ、其保證ヲ致シテヤルト云フコトニシタ時分ニハ、今日ノ實驗ニ於キマシテ、如何ナル銀行ト雖モ、之ヲ平均スレバ一割内外ニハ回ツテ居ルノデアリマスカラ、五歩以下デアルト云フヤウナコトハ、萬々ナイコトデアリマスカラシテ、其五歩以下ニ至ラ時分ニハ、保證ヲスルト云フコトデアリマスル、是ハ無形ノ擔保ニ致シテ、サウシテ國庫金ヨリ現金ヲ出サズシテ、出來マセウ此保證ノタメニ現金ヲ出スト云フコトハ、事實ニハアリマスマサイケレドモ、是ダケノ擔保ト云フモノガ附イテ居ナケレバ、海外ニ債券ヲ發行シテモ、其債券ノ價ヲ保テ行クト云フコトハ、今ノ場合甚ダ困難デアリマスル、詰リ此コトニ於キマシテハ、大體ノコトハ余り論モナイコトデアリマスケレドモガ、此法案中ニ一番議論ノアリマスル所ノ點ハ、是ハ拂込資本金ノ十倍ヲ限テ債券ヲ發行スルト云フコトニナッ

テ居ルノデアリマスガ、此中ニ第二十條第二十一條第二十二條、是ガ一番ノ論點デアラウト思ヒマスカラシテ、此コトダケヲチヨット簡短ニ申上ゲマスル、斯ノ如キ國家ガ此銀行ニ保證ヲ與ヘテ、萬一此銀行ガ破産テモシタ時分ニ、國家ハ非常ナル負擔ヲセンケレバナラヌデハナイカ(「然リタ々」ト呼フ者アリ)危険デアルト云フノガ、一番ノ社會ニ於キマシテノ論點デアリマスカラシテ、此コトニ附イテ申シテ置キマスガ、是ハ隨分色ミト熟慮ヲ遂ゲマシテ此保證ヲ與ヘテモ、尙ホ國家ガ萬一ノ時分ノ失敗ニ當クテモ、ソレダメノ損害ヲセズ、尙ホ此經濟社會ト云フモノヲ發達セシムルコトガ出来ルト、斯ウ云フ考ヲ以チマシテ、即チ此第二十一條ニ於キマシテハ、此銀行ガ債券ヲ外國ニ發行スル場合ニ限リテハ、内外市場ノ狀況ニ依クテハ、其必要ヲ政府が認メタル時分ニハ、債券ノ元金ト利子ニ對シテ仕拂ノ保證ヲスルト云フコトデアリマス、併ナガラ此保證ヲスルガタメニ、政府ガ若シ銀行ガ失敗ノトキニ、其負擔ヲ徒ラニ帶ビテハナラヌデアリマスカラシテ、其場合ニハ即チ此第二十一條ニ於キマシテ「日本興業銀行ハ前條ノ保證ニヨリ得タル資金ヲ以テ引受ケ又ハ應募シタル國債證券地方債證券若クハ社債券及貸附ノ擔保トシテ得タル國債證券地方債證券若クハ社債券ヲ悉皆政府ニ預入ルヘシ」斯ウ云フコトニナッテ居リマシテ、即チヨクト國立銀行ノヤウナ者デアリマシテ、國債證券或ハ地方債證券社債證券ト云フヤウナ確定ナルモノヲ撰シテ、其種類モ當局ノ審査ヲ得テ、サウシテ是ナラバ確實デアラウト云フモノヲ擔保ニ致シテ、此保證ヲ與ヘルノデアリマスカラシテ、若シ之ガ失敗シタル時分ニ於テハ、政府ト云フモノハ是ダケノ保證ヲ握ルコトガ出來ルコトニナッテ居ルノデゴザイマス、サウシテ會社ノ株券ト云フモノハ此銀行ニ抵當ニ取リマスケレドモガ、政府ニ託スル所ノモノトシテハ、株券ハ危險デアリマスカラシテ、是ハ省イテアルノデアリマスカラシテ、又二十二條ニ於キマシテ、此銀行ニ於テ債券元金ノ仕拂ヲ怠リタルトキハ、其政府ハ預リタル所ノ有價證券ヲ賣拂ヒ、而シテ利子ノ仕拂ヲ怠ルトキニハ、有價證券ヨリ生ズル利益ヲ差押ヘテ、直チニ仕拂ニ充テ、尙ホ不足アルトキハ政府ハ此銀行ノ資產ニ附イテ仕拂ノ優先權ヲ有ストナツテ居ル、斯ノ如クスレバ此危險ハ防グコトハ出來ルデス、今日ノ形勢ニ於キマシテ、或ハ社債券或ハ地方債券ノ如キハ、非常ニ是ガ増加ヲ致シマシテ、其中ニ於テ最モ確實ナル債券、又極必要デアル所ノ地方ニ起リマシタル所ノ事業デアル、是等ノモノガ皆活用ノ途ガ開ケヌデアリマスカラ、事業モ起ラズ、又地方ノ事業計畫ガ行ハレヌト云フヤウニナッテ居リマスカラ、此銀行ガ出來マスレバ、確實ナ工業ハ、是ガタメニ再興ヲシ、尙ホ隆盛ヲ致シ且ツ地方ノ事業ト云フモノモ、是ニ依リマシテ資本ヲ吸収スルナラバ、其發達ヲ期スルコトガ出來ルデス、大體ハ斯ノ如キ趣意デアリマスカラ、尙ホ是ハ委員ニ付託サレマセウカラ、十分ニ御異議ヲ下サルヤウニ致シタイ

○關直彦君(五十五番) チヨウト提出者ニ質問ガアリマス、其債券ヲ外國カラ募集シテ、即チ資本金ノ十倍一億万圓ノ債券ヲ募集スルニ附イテハ、政府ガ保證ニ立ツ、其代リニ國債證券若クハ地方證券ヲ抵當ニ取シテ置クカラ、收スルナラバ、其發達ヲ期スルコトガ出來ルデス、大體ハ斯ノ如キ趣意デアリマスカラ、尙ホ是ハ委員ニ付託サレマセウカラ、十分ニ御異議ヲ下サルヤウニ致シタイ

〔長ケレバ反対ダ〕ト呼フ者アリ

○田口卯吉君(百四番) 満場ノ諸君、本案提出ノ理由ヲ述ベマスルガ、此案ハ隨分關係ノ廣イコトデゴザイマスルカラ、簡短ニ述ベマス積デゴザイマスルガ、併シ暫ク御清聽ヲ請ハネバナリマセヌ(「委員付託」、「長ケレバ否決」ト呼フ者アリ)一體此外國ヨリ這入リマス印刷料紙ト云フモノハ、是マデハ御承知ノ如ク五分稅デゴザイマシタ、然ルニ關稅定率ノ定メラレタトキニ、之ガ一割五分トナリ、日英條約及ビ日獨條約ニ依クテ之ガ一割デ、從量稅ニ改メマシテ、凡ク百斤ニ附キ九十錢バカリノ稅ニナリマスノデゴザリマス、此稅ノ結果國庫ニ這入りマスノハ、平均一千万斤ノ輸入ガアルト見マスレバ、又時ニ凡ツ一箇年ニ九万バカリノモノガ、國庫ニ這入ルモノト信ジマスル、又時ニ盛衰ガゴザリマスルガ、併シワレハ別トシテ、平年ニ致シマシタラバ、其位ノモノト思フ、併ナガラ此稅ノ結果、國民ノ負擔ト云フモノハ、餘程ヒトイモノデ、此紙ノ價ノ騰貴ノ結果ト致シマシテ、紙ヲ使フ所ノ人ノ費用ト云フモノハ、非常ナモノデアル、此索ニ附キマシテハ、御承知ノ如ク既ニ製紙會社ハ、頻ニ反對ヲ致シタリ——ソレハ反對ヲ致シマスルノハ、無理モナイコト、信ジマスルガ、併ナガラ私ハ此處デ諸君ニ訴ヘテ見タイト思ヒマスルノハ、日本國民ハ租稅ヲ納ムル義務ハ持クテ居ルガ、製紙會社ヲ補助セネバナラヌ義務ヲ持クテ居ルカドウカト云フノテ(「理窟ヲ云フヨリハ委員付託」ト呼フ者アリ)例ヘバ製紙會社——今日製紙會社ガ製造致シマスル紙ノ數ト云フモノハ、凡ソ一億七千万バカリデアルサウデゴザイマス、此紙ガ凡ソ百斤ニ附キ唯今申シマシタ如ク九十錢モ掛リマスルト、年々紙ヲ需要スル人ノ損失ト云フモノハ、百四十萬圓以上ノ損失ニナルノデス、國庫ニハ僅ニ九万程ゴザイマスルガ、全國ノ此紙ヲ消費スル人ノ損失ハ、百四十萬程ノ損失ニナル、而シテ是ハドウ云フ者ガ利益スルカト云フト、僅ニ十社バカリノ製紙會社ガ得ヲスルノデ(「外國カラ餘計這入ッテ來タラドウシマス」ト呼フ者アリ)而シテ特ニ私ハ諸君ニ申上ダテ見タリト申シマスルノハ、是ハ教育上ニ大關係ヲ持ツノデ、昨年ノ十月文部省ハ教育上ニ於テ紙ヲ改良シナケレバナラヌト、六十一號ノ告示ヲ以テ、今後ノ教科書ノ標準ト云フモノヲ定メラレマシテゴザイマス、此標準ニ據レバ今後ハ小學校ノ教科書ト云フモノハ、大概西洋紙ヲ用フル譯ニナル譯デゴザイマス、而シテ見マスレバ、今後ノ此教科書ト云フモノハ、皆此租稅ヲ負擔スル譯ニナル、前ニモ此小學校ノ生徒ニ向クテ國庫補助ヲナサルト云フマデニ、諸君ハ此小學兒童ニ對シテ、國民教育ヲ獎勵スルコトニハ、御熱心デゴザイマスルガ、小學ノ此教科書ノ價ヲ騰貴スル法案ト云フモノニハ、如何デゴザイマセウ、此小學ノ教科書ト云フモノハ、即チ國民ニ向クテ稅ヲ掛ケタト同ジコトナンデ、其稅モ宜イ——稅モ宜シイガ、此稅ハ國庫ニ這入ルノデハナクテ、而シテ製紙會社ニ這入ルト云フ(「ロヤク」ト呼フ者アリ)負擔ヲ此教科書ヘ向クテ掛ケラレルト云フコトハ、實際私共先アルカト云フト、此紙デアル、壓制ヲ行ハウトナラバ、新聞ヲ發行停止、其刻諸君ガ御議決ナサレタ決議トモ大反対ナ決議ト私ハ信ジマスル、加之ナラズ此新聞ノ事業ノ如キハ、諸君モ隨分多年政府ニ向クテ自由ナラシメント、御反対ニナシタコトデゴザイマセウガ、新聞事業ニ向クテ一番ノ妨害ハ、何デアルカト云フト、此紙デアル、壓制ヲ行ハウトナラバ、新聞ヲ發行停止、其他ヨリハ一番強イノハ、西洋紙ノ輸入稅ヲ高クスレバ、新聞社ハ必ズ衰零スル——衰ヘルノデアリマスル、諸君ガ民權自由ヲ主張セラレルナラバ、此紙

ノ輸入稅ヲ免除スルヨリ外ハナイ、マ共外モコト述ベタイコトモゴザイマスルガ、斯ノ如ク免除致シマシタ所ガ、然ラバ此製紙會社ニ向クテ、ドノ位ノ影響ガアルカ、百斤ニ附イテ九十錢、決シテ之ガ製紙會社ニ向クテ大ナル打撃ト云フノデハナインデス、製紙會社ニ向クテ百斤ニ附イテ九十錢ト云フモノ稅ノ結果國庫ニ這入りマスノハ、平均一千万斤ノ輸入ガアルト見マスレバ、又時ニ凡ツ一箇年ニ九万バカリノモノガ、國庫ニ這入ルモノト信ジマスル、又時ニ盛衰ガゴザリマスルガ、併シワレハ別トシテ、平年ニ致シマシタラバ、其位ノモノト思フ、併ナガラ此稅ノ結果、國民ノ負擔ト云フモノハ、餘程ヒトイモノデ、此紙ノ價ノ騰貴ノ結果ト致シマシテ、紙ヲ使フ所ノ人ノ費用ト云フモノハ、非常ナモノデアル、此索ニ附キマシテハ、御承知ノ如ク既ニ製紙會社ハ、頻ニ反對ヲ致シタリ——ソレハ反對ヲ致シマスルノハ、無理モナイコト、信ジマスルガ、併ナガラ私ハ此處デ諸君ニ訴ヘテ見タイト思ヒマスルノハ、日本國民ハ租稅ヲ納ムル義務ハ持クテ居ルガ、製紙會社ヲ補助セネバナラヌ義務ヲ持クテ居ルカドウカト云フノテ(「理窟ヲ云フヨリハ委員付託」ト呼フ者アリ)例ヘバ製紙會社——今日製紙會社ガ製造致シマスル紙ノ數ト云フモノハ、凡ソ一億七千万バカリデアルサウデゴザイマス、此紙ガ凡ソ百斤ニ附キ唯今申シマシタ如ク九十錢モ掛リマスルト、年々紙ヲ需要スル人ノ損失ト云フモノハ、百四十萬圓以上ノ損失ニナルノデス、國庫ニハ僅ニ九万程ゴザイマスルガ、全國ノ此紙ヲ消費スル人ノ損失ハ、百四十萬程ノ損失ニナル、而シテ是ハドウ云フ者ガ利益スルカト云フト、僅ニ十社バカリノ製紙會社ガ得ヲスルノデ(「外國カラ餘計這入ッテ來タラドウシマス」ト呼フ者アリ)而シテ特ニ私ハ諸君ニ申上ダテ見タリト申シマスルノハ、是ハ教育上ニ大關係ヲ持ツノデ、昨年ノ十月文部省ハ教育上ニ於テ紙ヲ改良シナケレバナラヌト、六十一號ノ告示ヲ以テ、今後ノ教科書ノ標準ト云フモノヲ定メラレマシテゴザイマス、此標準ニ據レバ今後ハ小學校ノ教科書ト云フモノハ、大概西洋紙ヲ用フル譯ニナル譯デゴザイマス、而シテ見マスレバ、今後ノ此教科書ト云フモノハ、皆此租稅ヲ負擔スル譯ニナル、前ニモ此小學校ノ生徒ニ向クテ國庫補助ヲナサルト云フマデニ、諸君ハ此小學兒童ニ對シテ、國民教育ヲ獎勵スルコトニハ、御熱心デゴザイマスルガ、小學ノ此教科書ノ價ヲ騰貴スル法案ト云フモノニハ、如何デゴザイマセウ、此小學ノ教科書ト云フモノハ、即チ國民ニ向クテ稅ヲ掛ケタト同ジコトナンデ、其稅モ宜イ——稅モ宜シイガ、此稅ハ國庫ニ這入ルノデハナクテ、而シテ製紙會社ニ這入ルト云フ(「ロヤク」ト呼フ者アリ)負擔ヲ此教科書ヘ向クテ掛ケラレルト云フコトハ、實際私共先アルカト云フト、此紙デアル、壓制ヲ行ハウトナラバ、新聞ヲ發行停止、其刻諸君ガ御議決ナサレタ決議トモ大反対ナ決議ト私ハ信ジマスル、加之ナラズ此新聞ノ事業ノ如キハ、諸君モ隨分多年政府ニ向クテ自由ナラシメント、御反対ニナシタコトデゴザイマセウガ、新聞事業ニ向クテ一番ノ妨害ハ、何デアルカト云フト、此紙デアル、壓制ヲ行ハウトナラバ、新聞ヲ發行停止、其他ヨリハ一番強イノハ、西洋紙ノ輸入稅ヲ高クスレバ、新聞社ハ必ズ衰零スル——衰ヘルノデアリマスル、諸君ガ民權自由ヲ主張セラレルナラバ、此紙

○○神鞭知常君(二百九十二番) 議長
〔討論終決〕ト呼ヒ又〔片方バカリデハ討論ニナラヌ〕ト呼フ者アリ

〔神鞭知常君演壇ニ登ル〕
〔是デ後トハ討論終結ダ〕ト呼ヒ又「反対演説ハカミムチ君ガヤルノカ」ト呼フ者アリ

○神鞭知常君(二百九十三番) 輸入稅ノ廢止ノコトニ附キマシテハ、前年來丁度栗原君抔ト一縁ニ此輸入稅則ノ調ヲ年々引續イテ致シマシタ關係モゴザリマスシ、旁々ドウシテモ是ハ一應御聽ヲ煩ハサネハナラヌト思ヒテ登々テ参リマシタ、是ハ私ハ田口君ノ御説ノ如ク、小學兒童ニモ新聞ニモ氣ノ毒、殊ニ多數ノ新聞ガ聯合シテ斯ノ如キコトヲ請求シテ居ル場合ニ、私等ガ反對スルノハイヤナコトデアリマスケレドモ、斷然反対セネバナラヌト思フ(恒松隆慶君「ソレガ議員ノ議員タル所ダ、ソンナコトニ構フモノカ」ト呼フ)

テ參リマシタ、是ハ私ハ田口君ノ御説ノ如ク十幾軒ヨリアリマセス、デ總資本額ハ全國デマダ紙屋ハ田口君ノ御説ノ如ク十幾軒ヨリアリマセス、デ總資本額ハ千二三百万圓ダサウデアリマス、其内實際募集シテヤクテ居ル金高ハ千万ソコソコ、製造ノ紙モ一年ニ千万ワコクシカ内地デハ出來スサウデゴザイマス、而シテ新聞雜誌ニ使フノガ年々凡ソ二百幾万、先づ三百万、二百万カラ三百万ノ間ダサウデゴザイマス、其點カラ申シマスト云フト、金高ハ多イヤダガ、四千二百万人々ノ人口ノアル國ノ新聞雜誌ノ總高トシテハ、至ッテ少イモノデアリマスカラ、ソレ程心配スルヤウニハ思ヒマセヌガ、他ノ一面カラ考ヘルト云フト、丁度是ガ外國カラ學ンデ日本デ業ヲ行ウテ居ル中デハ、紡績所其次ニハ製紙ト云フ位ノ地位ニ至ッテ居ル、凡ソ三万以上四万近イ人ガ、是ニ掛クテ居ルコトニナシテ居ルサウデアリマス、デ、若シ斯ノ如キ事業ニシテ、此國定ノ方デハ一割五分ノ稅デアッタノヲ協定稅率ニ依クテ一割マデ下ルト云フヤウナコトヲ致シテ、此成立ヲ危ク致シマスルト云フコトナラバ、此國ニ漸次誘導セネバナラヌ所ノ事業ハ、到底發達ノ見込ハナカラウト思ヒマ

ス、デ小學兒童實ニ一錢ナリトモ、教科書ノ値ヲ下ダテヤリタ
イ、併シ響ク所ハドノ位響クカト云フト、聞クニ此稅率ノ割合ヲ以テ和斤一
斤、即チ百六十目ニ附イテ一厘何毛、即チ百斤ニ附イテ一圓十六七錢負フコ
トニナシテ居ル、サウスルト何デモ八頁ノ新聞デ一箇月分テ稅ヲ負擔スル所

ガ、一錢ニ満タナイトカ申スコト(田口卯吉君)一箇年百四十萬ト呼フ)金額
ハ總額ニ致シマスレバ、百四十萬ト云フト、千何百万ノ製產類ニ對シテヤア
リマスガ、御氣ノ毒ナガラ新聞雜誌ノ使フ所ハサウ使ハナイ、漸ク二三百万

デアリマスカラ、一向サウ使ハナイ、ソレカラシテモウ一つ比例ヲ取ラネバナ
ラヌ、御承知ノ如ク輸入稅ト云フモノハ、「インキ」ニモ掛ケテアレバ、其他
紙、製紙ノ原料ニ掛ケテアレバ、日本デ一番今我工業ノ發達シテ居ルト稱ヘル

棉製絲ニモ掛ケテアル、其棉製絲ノ如キハ、御承知ノ通極貧民ト雖モ著ナケ
レバナラヌモノデアル、是モ稅ハ僅デアルガ、ソレヲ掛ケテ内地デ發達スル
ヤウニシナイト云フト、遂ニ此貧民ニ至ルマデ買ハネバナラヌモノヲ外國カ
ラ買ハネバナラヌヤウニナリマス、紙ノ如キモ又然リ、是等ノ事業ハ他ノ新聞

紙ニ近來見エマスガ、木材製ニスルト云フトヤスク附ク、其木材製ト云フコ
トニ附イテハ、一二ノ紙會社デハ既ニ著シテ居ルサウデアル、ソンナノモ
引合ハヌト云フコトカラ成立タナクナルト、外國カラ買ハネバナラヌヤ
ウニナリマス、既ニ昨年ノ如キハ二百萬圓以上ノ輸入モアリマス、二百

萬圓以上ノ既ニ輸入ガアルカラハデス、此上トテモ少シ相場ガ狂タテ參リマ
スト云フト、隨分輸入ハ多ク出來テ來ル、サウスルト僅ニ今修業中ニアル此
業ト云フモノガ成立タナクナルト云フト、遂ニ外國カラ高イ物デモ買ハネバナラヌト云フコトガアリマスカラ、小學兒童構ハス、
教育ニ關スル、又智識ノ發達ニ關スル新聞紙モ構ハヌト云フ譯デハナイ
ケレドモ、新聞紙ニ附イテ云フ日ニナレバ、實ハ郵便ノトキニモ議論ガゴザ
イマンタガ、此新聞雜誌等ニ附イテハ、特ニ處分モアリサウダト云フ議論ハ
間ニアツタデ、必シモ紙ノ製造會社ヲ保護スルト云フ譯デナクシテ、此國
事業ノ發達ヲ期スルト云フ點カラ云ヒマスレバ、斯ノ如キ此國デ發達スル見
込ノアル事業デアル、サウシテ今當ニ成立チ掛ケントシテ居ルモノハ、ドウ
カ此儘ニシテ置キタイ、且ツハ我外務省ハ或ル點カラ言ヒマスレバ、非常ニ
不十分ナ勧ヨリ見エヌヤウデアリマスケレドモ、散々骨ヲ折フテ、漸ク協定
稅率デ一割ニ極メタモノヲ又容易ク破壞スルト云フコトハ、前年國定稅率ヲ
此議場デ極メタ其次第ヲ括ラレテ、多少ノ小言ヲ言ハント感シテ居ルモノニ
對シテ、物ニ取リマシテハドウシテモ贊成ノ出來ナイ點デゴザイマスカラ、
ドウカ是ハ反對ニナルヤウ致シタウゴザイマス

(政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(男爵田尻稻次郎君)此法案ニ附キマシテハ、政府モ神鞭君ト共
ニ反對テゴザイマス、神鞭君ト政府トノ說ガ一緒ニナルコトハ容易ニアリマ
セヌガ、此コトニ附イテハ誠ニ神鞭君ト同說デゴザイマス、理窟ヲ申シマス
トコ、ニ澤山書類ヲ持フチ居リマスケレドモ、最早明瞭ニアリマスカラ、ド

ウモ反對ノ位地ニ立ツノデゴザイマス
○西村淳蔵君(六十二番) 討論終結ノ動議ヲ出シマス
(賛成々々ト呼フ者多シ)
○山田武君(二百九十一番) 本案ハ一應取調ノ必要ガアルト考ヘマスカラ、

茲ニ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアリマスカラ、採決致シマス、委員付託
ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者多シ〕
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議
ニ起立者多數

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、次ハ議事日程ノ第
十一明治二十二年法律第十號改正法律案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマ
ス、前川慎造君

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ御異議
ニ起立者多數

第十一 慎造君外五名提出 明治二十二年法律第十號附則第四十三條第一項ヲ左ノ通改正ス

明治二十二年法律第十號改正法律案
〔醫師ハノ下ニ「當分ノ内」ノ四字ヲ加ヘ左ノ但書ヲ加フ
但シ内務大臣ハ適當ト認ムル地ニ就キ明治三十三年一月一日ヨリ逐次
醫師ノ調剤ヲ禁止スルコトヲ得

(前川慎造君演壇ニ登ル)

○前川慎造君(百五十一番) 本案ヲ提出致シマシタル理由ヲ短簡ニ説明致レ
マスルガ、本案ハ既ニ當議場ニ現ハレマシタコトハ、再ニゴザイマシテ、其都

度理由ハ十分ニ盡シテアル案デゴザイマシテ、更ニ喋キト長ク述べル必要モ
ナイ案デアル、サリナガラ大體ノ性質カラ申シマスレバ、詰リ醫藥分業卽チ
醫師ノ術ト調剤ノ術ノ別フ明ニシナケレバ、到底衛生ノ大目的ヲ達スルコト

ハ出來ナイト云フノガ趣意デゴザイマシテ、既ニ學術モ段々進ンデ參リ、從々
テ分業ガ行レテ參リ、分業ハ文明ノ母トゴザイマシテ、同ジ醫者ノ中デモ外
科ト云ヒ、內科ト云ヒ、又內科ノ中デモ肺病、或ハ腸胃病、或ハ呼吸氣病ト
云ヒ、種々ニ専門ノ技術ヲ修メテ、所謂分業ノ實ヲ爲スト云フ有様デアル、
然ルニ調剤ニ關スルコトハ、醫術ニ關スルコトハ別物デアル、今日マテノ
習慣トシテ同一ニナシテ居ルノハ、學問ノ進歩ノ上カラ缺點デアル、ソレ故
ドウカ此コトハ早ク分業ノ實ヲ成立タセテ、順次ニ學問ノ進歩ヲ圖リタイト

云フガ、案ノ趣意デゴザイマス、併ナガラ是ハ多年ノ習慣ヲ打破スルコトデ
アリマスカラ、一時ニ全國ニ行フト云フコトハ、無論出來得ナニコトデアル、
ソレ故此法案ニ附キマシテモ、一時ニ全國ニ向クテ行フト云フ考デナク、先
づ政府ニ於テ出來得ル地ヲ見込シダ處デ、漸次醫藥分業ノ實ヲ行クテ往ク方
法ニシヤウ、即チ限地分業法ト云フコトノ考デアル、全國ノ地ノ醫者ガ皆悉
ク此法令ニ依テヤルト云フノデナク、大阪トカ云フ成リ得ル地位ニ於テ、
卽チ分業ノ實ヲ舉ゲテ往カウト云フノデ、一方ニハ衛生上非常ナル利益ヲ與
ヘ、一方ニハ學問ノ進歩ヲ圖リタイト云フ所カラ此案ヲ提出致シマシタ

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 質問ガアリマス、提出者ハドノ邊へ分業サセル積リデスカ

○前川慎造君(百五十二番) 東京トカ大阪京都ト云フ如キ、詰リ調剤生ノ⋮:

○鈴木萬次郎君(百六十七番) 東京トカ云フデナク、ハツキリ願ヒタイ、自分ハ考ハナイデスガ

○前川慎造君(百五十二番) ソレハ御答スル必要ガナイ

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ反対賛成ガ隨分アリマセウト思ロマスカラ、委員付託デ十分調査致シタイ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

〔政府委員内務次官松平正直君演壇ニ登ル〕

○政府委員(松平正直君) 唯今提出ニナリマシタ醫藥分業ニ關スル意見デアリマス、此コトハ文明的ノ法案テ、醫藥ノ分業ヲスルト云フガ、當然ノ話デ

アリマスガ、法律ヲ以テ之ヲ強制スルト云フニ至シテハ、政府ハ同意スルコトガ出來マセヌ次第テゴザイマス、固ヨリ醫學ノ進歩、薬學ノ進歩ニ從ムテハ、自ラ分業ノ結果ヲ現スノデ、決シテ無理ニスルニハ及バスト思ヒマスカラ、政府ハ同意ヲ表シマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) ドウカ九名ノ委員議長ノ指名ト云フコトニ願ヒタイ

〔即決々々ト呼フ者アリ〕

〔西村淳藏君「議長々々ト連呼ス」〕

○議長(片岡健吉君) 六十二番ハナンデス

○西村淳藏君(六十二番) 委員付託デス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ニ定規ノ賛成ガアレバ、先決問題トシテ決ヲ採リマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアルト認メマス、委員付託ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此委員ハ九名デ議長指名ト云フコトニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、此委員ハ九名デ議長指名ト云フコトニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日程ノ起立者多數

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日程ノ起立者多數

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日程ノ起立者多數

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、指名スルコトニ致シマス、議事日程ノ起立者多數

北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案

○恆松隆慶君(九十七番) チヨット政府委員ニ質問ガ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 提出ノ辯明ハアリマセヌカ

○恆松隆慶君(九十七番) 北海道ノ拓殖銀行ハ、目下必要ト認メテ居リマス、然ルニ政府カラ提出ニナラナイ先ニ建議シマシタガ、政府ニ於テ其計畫ガ立ツテ、早ヤ既ニ出スト云フコトニナレバ、今日議スルニ及ブマイト思ヒマス、如何ノ都合ニナツテ居ルカ、豫メ政府ノ意向ヲ伺ッテ置キタインデアリマス

○政府委員大藏次官法學博士男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 唯今既ニ閣議ヲ了終致シマシテ、而シテ不日提出ノコトニナツテ居リマス

○恆松隆慶君(九十七番) 然ラバ別段ニ建議シテ、今日之ヲ議セナイト云フコトニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 今提出者カラ此議事ヲ延ベヤウト云フコトデアリマスガ、是ニ御異議ハアリマスマイカ

〔「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事ヲ延ベルコトニ致シマス、明日ノ議事日程ヲ報告スル前ニ報告ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 今提出セラレタル議案

〔寺田書記官朗讀〕

○議長(片岡健吉君) 行旅病人及行旅死亡人取扱法案

○貴族院ヨリ重罪控訴豫納金規則中改正法律案ヲ提出セラレタリ

○貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定

○貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル特別年限地租増徴ニ關スル法律案ヲ可決シテル旨通牒アリ

○議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如レ

○貴族院ヨリ重罪控訴豫納金規則中改正法律案ヲ提出セラレタリ

○貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定

○貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル特別年限地租増徴ニ關スル法律案ヲ可決シテル旨通牒アリ

○議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如レ

○貴族院ヨリ重罪控訴豫納金規則中改正法律案ヲ提出セラレタリ

○貴族院ヨリ本院ノ送付ニ係ル登記法中特許意匠及商標ノ登記ニ關スル規定

○貴族院ヨリ本院ノ提出ニ係ル特別年限地租増徴ニ關スル法律案ヲ可決シテル旨通牒アリ

○議長(片岡健吉君) 本院ノ提出セラレタル議案左ノ如レ

○議長(片岡健吉君

井上角五郎君
瀧口歸一君
工藝學校設置ノ建議案

提出者
前杉川田
眞定一君
即大限
敵英
助君
脅脛君

特別委員左ノ通指名セリ

水難救護法案委員

淺田次郎君

上唐平左衛門君
今家祿賈興祿處分法施行去案系賈

多田 作兵衛君 林彦一君

高須賀信平君

中華人民共和國
全國人民代表大會常務委員會
關於修改《中華人民共和國銀行法》的決定

小井
崎上
義信
明八
君

正喜
久君
野
田
卯太郎君

西田喜之助君
佐々木正藏君
山田彦右衛門君
鹽路彦右衛門君

高岡忠郷君 江島久米雄君

栗原亮一雷 島田三郎
法定率法附屬輸入稅表中改正法律案委員

伊達文武

山口 熊野君 森本 嵩也君

國重政亮君 西原清東君

中協
村板
榮行
君助三
君君

（原稿用紙二枚） 唐岡健吉君 唯今指名シ
マシタ特別委員

居リマスカラ、明日本會ヲ開キマス前ニ

兵衛君(七十一番) 開席ガ多イカラ、更

片岡健吉君
別二通知ハ致シマス、明日

（新日書中了用讀）

〔書院官報讀書日程〕

午後一時開讀

臺灣總督府法院ノ判決ニ對スル大審院
權ニ關スル法律案(政府提出)

第二 登錄稅法中改正法律案(政府提出)

第二讀會ノ續

(委員長報告)

○議長(片岡健吉君)	午後四時二十分	二十四分散會
第一讀會	第一讀會	第一讀會
第二	所得稅ヲ課セラレタル法人ヨリ受クル配當金ニ關	第六
第三	船舶法案(政府提出)	第五
第四	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第八
第五	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第七
第六	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第九
第七	船員法案(政府提出)	第十
第八	右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	十一
第九	宅地組換法案(貴族院提出)	十二
第十	國事犯罪者家祿賞典祿處分法案(關信之十五名)提出	十三
第十一	信用組合設置ニ關スル建議案(中塩廣太郎君)	十四
第十二	(特別報告第一號)憲法ノ保護ヲ受クルノ請願外一件	十五
第十三	(特別報告第四號)衆議院議員選舉法中改正ノ請願外一件	十六
第十四	(特別報告第十一號)衆議院議員選舉法改正ノ請願外三件	十七
第十五	(特別報告第十六號)衆議院議員選舉法改正ノ請願外二件	十八
第十六	(特別報告第五號)薩哈哩島鹹魚輸入關稅免除ノ請願	十九
第十七	(特別報告第十二號)西伯利亞地方鹹魚無稅輸入ノ請願	二十
第十八	(特別報告第十四號)北海道水產稅全廢ノ請願	二十一
第十九	(特別報告第九號)支那漆輸入關稅免除ノ請願	二十二
第二十	(特別報告第六號)官有地無料拜借人ニ對	二十三
第二十一	(特別報告第十號)遠洋漁業獎勵法改正ノ請願	二十四
第二十二	(特別報告第十七號)社寺土地山林ヲ各社寺有ニ引戻ノ請願	二十五
第二十三	(特別報告第十七號)社寺土地山林ヲ各社寺有ニテ散會ヲ致シマス	二十六